

刈谷市子ども・子育て支援事業計画（案）
（パブリックコメント用）

平成 26 年 12 月
刈谷市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の期間	2
3 計画の法的根拠と位置づけ	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計による刈谷市の状況	6
2 ニーズ調査結果	11
3 次世代育成支援行動計画の評価	20
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	26
2 基本的視点	27
3 基本目標	29
4 施策体系	31
第4章 施策の展開	33
基本目標1 地域における子ども・子育て支援	34
1-1 多様な子ども・子育て支援サービスの提供	34
1-2 幼児教育・保育の充実	35
1-3 児童館運営の充実	36
1-4 交流と子育てネットワークづくりの充実	36
1-5 子育て利用者支援体制の構築	37
基本目標2 仕事と子育ての両立支援	38
2-1 多様な保育サービスの充実	38
2-2 放課後児童クラブの充実	39
2-3 男女が協力して行う子育ての推進	39
基本目標3 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	41
3-1 妊娠・出産への支援	41
3-2 子どもの成長・発達への支援	42
3-3 小児医療体制の充実	42

基本目標4	支援が必要な子ども・家庭への支援	43
4-1	障害のある子どもへの支援	43
4-2	児童虐待防止対策の充実	44
4-3	ひとり親家庭への支援	45
4-4	経済的負担の軽減	45
基本目標5	子どもがのびのびと育つ教育環境づくり	47
5-1	生きる力を育てる学校教育の推進	47
5-2	子どもに寄り添った支援の充実	48
5-3	開かれた学校づくりの推進	48
5-4	地域で多様な経験や価値観を学ぶ場づくり	49
基本目標6	子どもにやさしいまちづくり	50
6-1	子育てを支援する都市環境の整備	50
6-2	安全・安心なまちづくり	50
6-3	遊び場の確保	51
第5章	量の見込みと確保の内容	53
1	子ども・子育て支援新制度について	54
2	教育・保育の提供区域	56
3	量の見込みと確保の内容	57
4	教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保	71
第6章	推進体制	73
1	計画の推進に向けて	74
2	家庭・地域・事業所等の役割	75

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、国において、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正等が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

本市においては、これまで「刈谷市エンゼルプラン」(平成 13 年 3 月策定)、「刈谷市次世代育成支援行動計画(前期計画)」(平成 17 年 3 月策定)、「刈谷市次世代育成支援行動計画(後期計画)」(平成 22 年 3 月策定)に基づき、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができるよう、様々な子育て・子育て支援を推進してきました。

計画を推進するなかで、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化を遂げています。

平成 25 年度に実施した市民ニーズ調査の結果では、子育て家庭の母親の就労意欲は高く、保育・教育サービスの充実を求める声も高いものであったことから、地域における子育て支援施策のさらなる充実を図るとともに、子育て家庭が仕事と子育てを両立するための環境を整備することが求められています。以上のことを踏まえ、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境を整備することを目的に、「刈谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)									
H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
刈谷市 次世代育成支援行動計画(後期計画)									
					刈谷市 子ども・子育て支援事業計画				

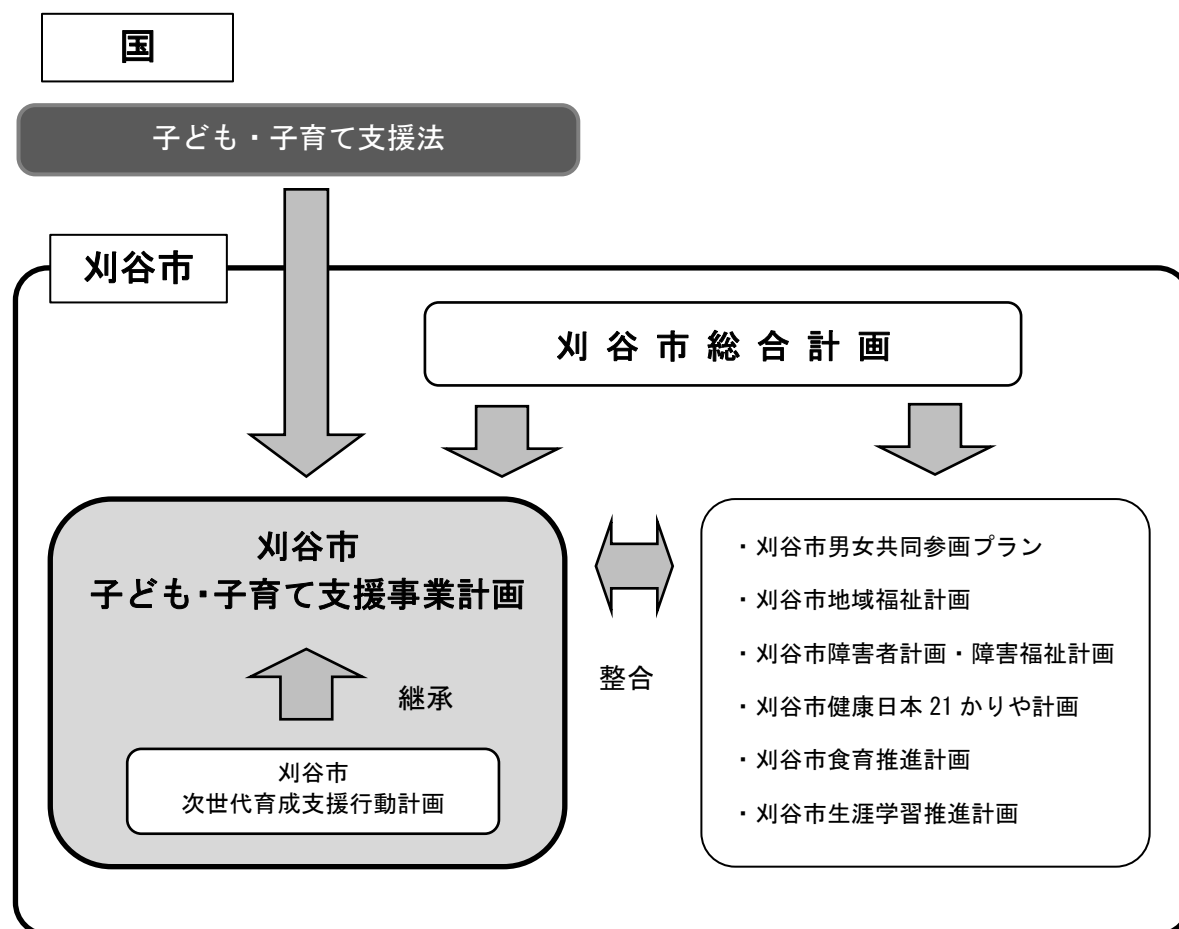
3 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
また、本計画は、上位計画である「刈谷市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

- ・次世代育成支援行動計画(後期計画)は平成 26 年度で終了
(次世代育成支援対策推進法は 10 年間の延長)
- ・子ども・子育て支援法による本計画の策定が義務付けられたことから、次世代育成支援行動計画は任意化



本計画は、刈谷市次世代育成支援行動計画の基本的な考え方を継承し、子どもと子育てに係る総合的な計画として策定しています。



<参考>国の子ども・子育て支援に関する主な動き

年度	動き	内容
H22	「子ども・子育てビジョン」閣議決定（1月29日）	「少子化対策」から「子ども・子育て支援」への転換を打ち出す。
	子ども・子育て新システム検討会議設置（1月29日）	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行う。
	待機児童解消先取りプロジェクト（11月）	待機児童の解消に向けた取組は喫緊課題であることから、子ども・子育て新システムのうち、すぐに実施が可能なものから前倒し実施を図る。
H24	子ども・子育て関連3法公布（8月22日）	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法が公布される。
H25	子ども・子育て会議設置（4月）	内閣府に設置。子ども・子育てに関する諸事項を審議・調査する役割を担う。地方自治体においても地方版子ども・子育て会議を順次設置することとされている。
H26～	全自治体での計画策定	ニーズ量の把握、確保方策の検討を経て「子ども・子育て支援事業計画」を策定する。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

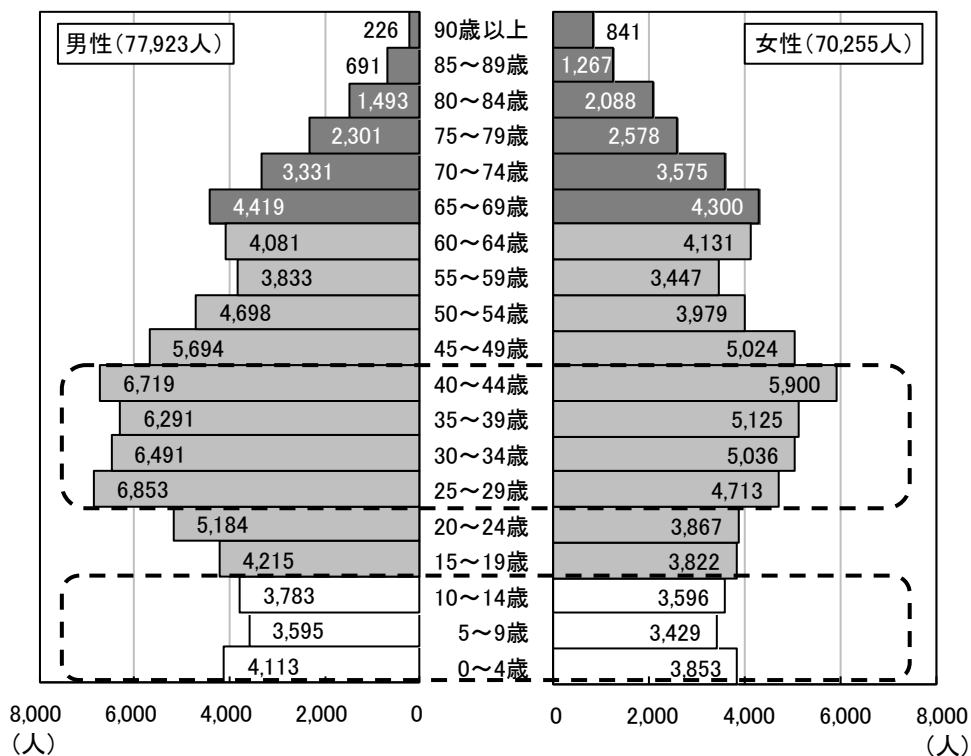
1 統計による刈谷市の状況

(1)人口の状況

年齢階級別人口をみると、男性では、25～29歳、30～34歳、35～39歳、40～44歳がそれぞれ6,000人を超えています。女性では40～44歳が最も多く、いわゆる団塊ジュニア世代が多くなっています。20歳代後半から40歳代前半の子育て世代が多いことが本市の特徴となっています。

また、年少人口については、5～9歳、10～14歳に比べて、0～4歳のほうが多くなっています。

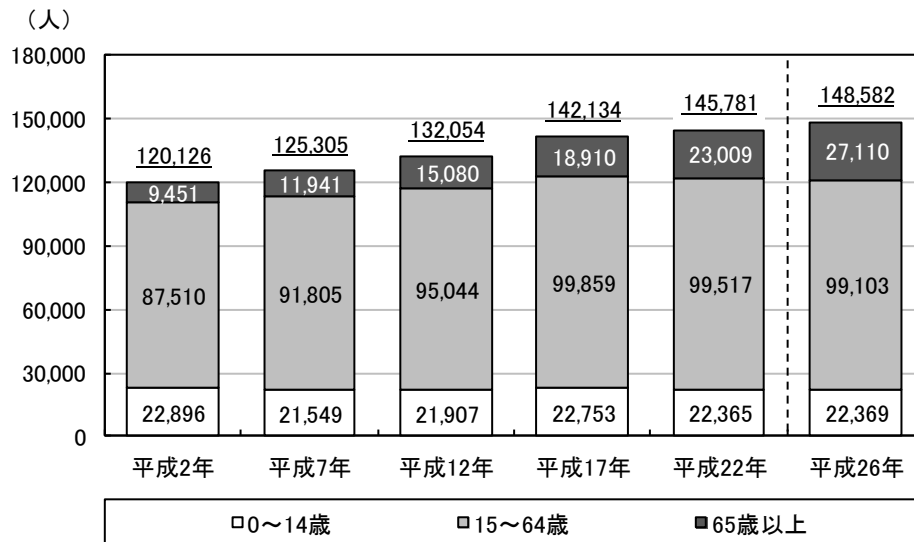
◆5歳階級別人口



資料：住民基本台帳（平成26年10月1日）

本市の総人口は増加傾向にあるものの、65歳以上の高齢者人口が増加しており、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は平成17年をピークに微減傾向となっています。

◆年齢3区分人口の推移

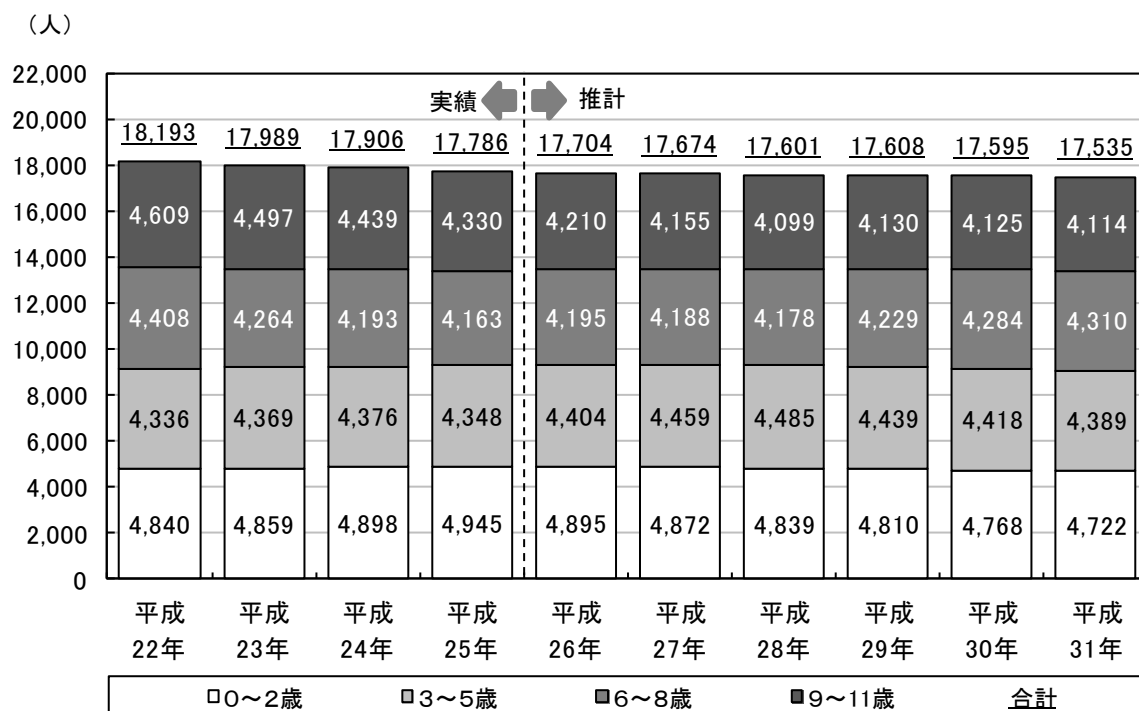


※年齢不詳者がいるため年齢3区分人口の合計と総数は一致しません。

資料：平成22年までは国勢調査（各年10月1日）、平成26年は住民基本台帳（10月1日）

本市の児童人口（0～11歳）は、今後、大幅ではないものの減少傾向で推移し、平成25年の17,786人から、平成31年には17,535人になることが予測されます。

◆児童人口推計

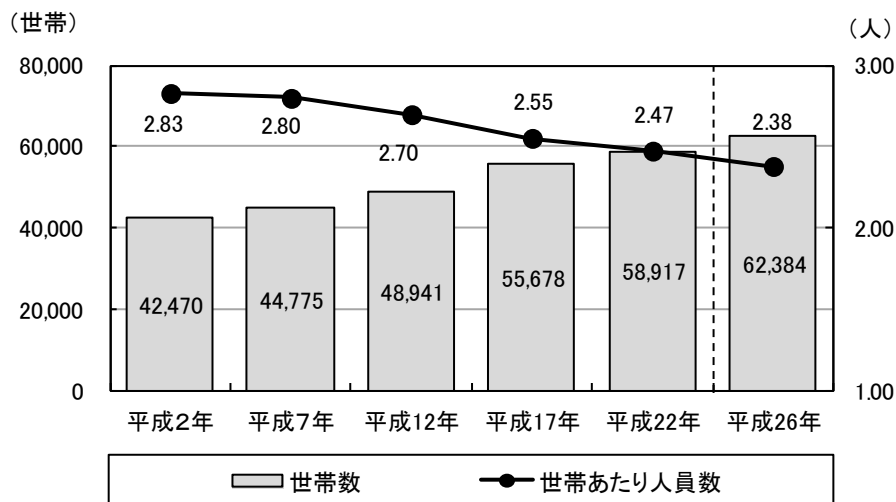


資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年10月1日）、推計はコーホート変化率法により算出

(2)世帯の状況

本市の世帯数は増加しており、平成26年には62,384世帯となっていますが、世帯あたりの人員数は、核家族化等の影響により減少しており、平成26年には、2.38人となっています。

◆世帯数の推移

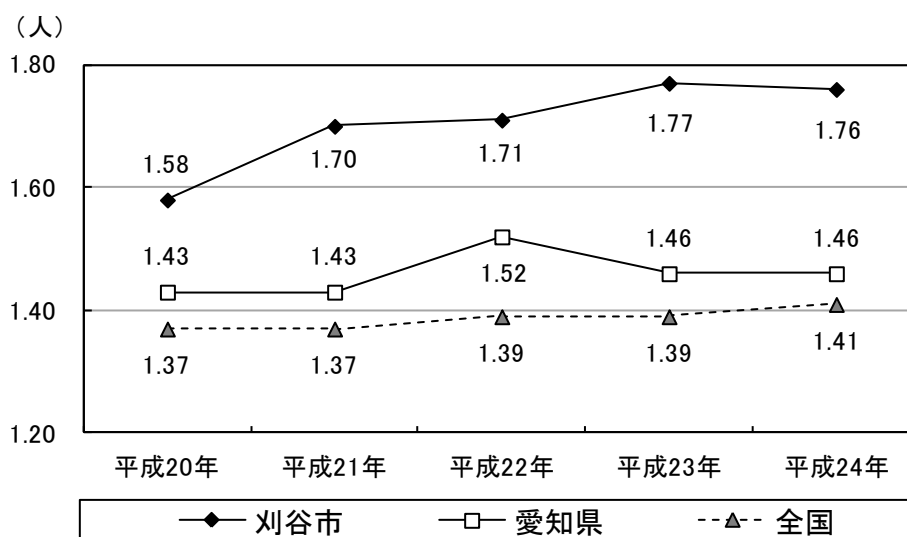


資料：平成22年までは国勢調査（各年10月1日）、平成26年は住民基本台帳（10月1日）

(3)出生の状況

本市の合計特殊出生率は増加傾向にあり、国・県を上回って推移しています。平成20年と比較して0.18増加し、平成24年で1.76となっています。

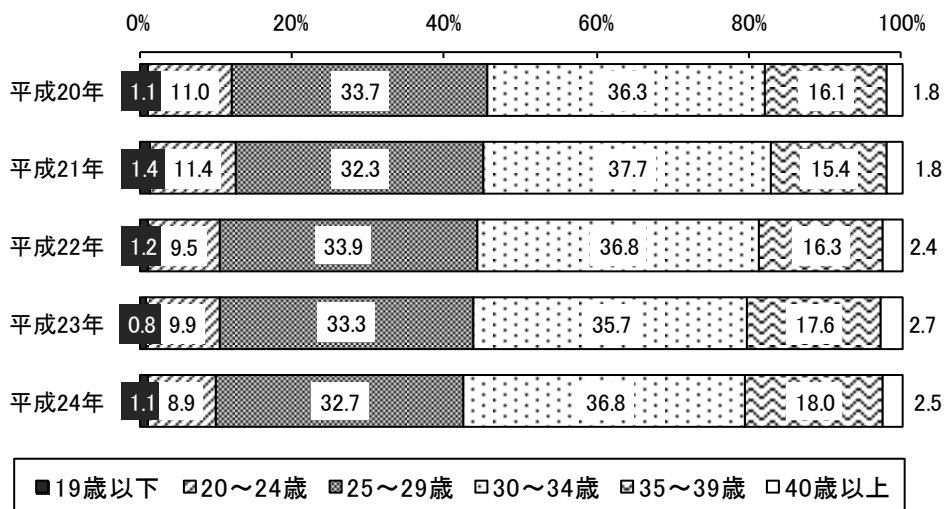
◆合計特殊出生率の推移



資料：「愛知県衛生年報」、刈谷市（各年10月1日）

母親の年齢別出生割合の推移をみると、晩婚化等の影響により、20～24歳が減少しており、35～39歳が増加傾向にあります。

◆母親の年齢別出生割合の推移

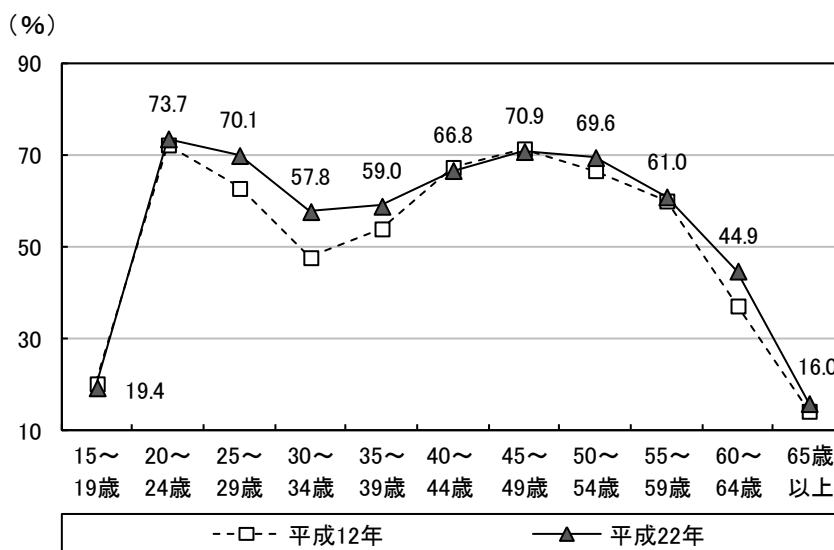


資料：「愛知県衛生年報」（各年 10 月 1 日）

(4)女性の就労等の状況

本市の女性の労働力率をみると、子育て期にあたる30歳代の割合が低くなっており、いわゆるM字カーブを描いています。平成12年と平成22年を比較すると、M字の谷の部分の部分が浅くなってきており、子育て期でも働く女性が増加していることがうかがえます。

◆女性の労働力率の状況



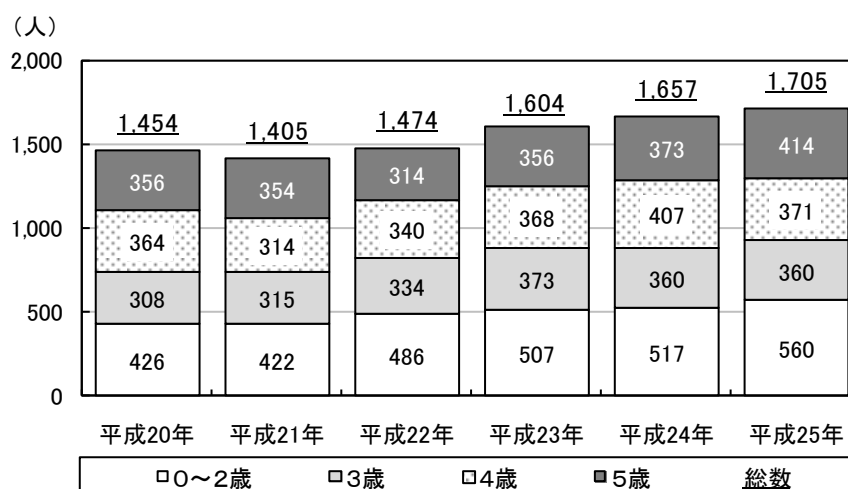
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

(5) 保育園・幼稚園の状況

本市の0～5歳の人口は、ほぼ同数で推移しているなか、保育園の入園者数は増加傾向にあり、平成20年の総数1,454人から平成25年には1,705人と約17%増となっています。特に0～2歳の入園者数が増加しています。今後も0～2歳の低年齢児の保育ニーズが高まることが予測されるため、需要に即した整備を進めることが必要となっています。

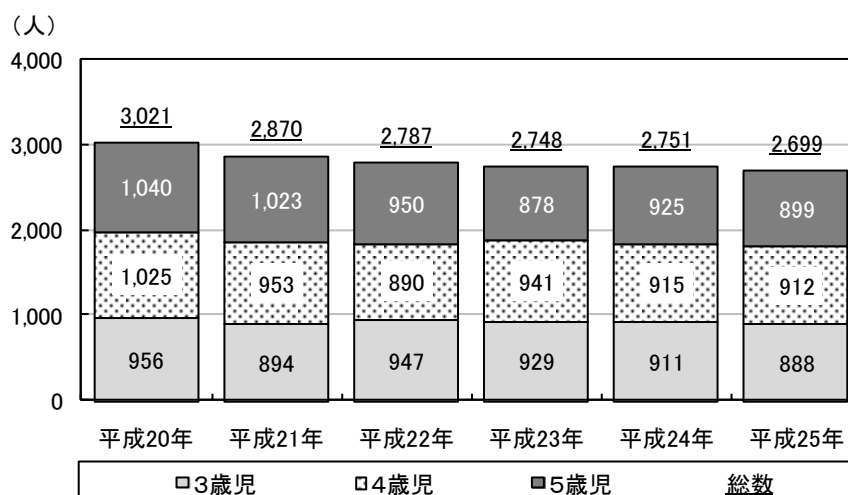
一方、幼稚園の入園者数は減少傾向にあり、平成20年の総数3,021人から平成25年には2,699人と約11%減となっています。

◆ 保育園の入園状況



資料：「刈谷の統計」（各年4月1日）

◆ 幼稚園の入園状況



資料：「刈谷の統計」（各年5月1日）

2 ニーズ調査結果

(1) 調査概要

本計画策定にあたる基礎資料として、子育て家庭の生活実態、教育・保育や子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

■調査実施の概要

調査地域	刈谷市全域
調査対象者	・刈谷市内在住の「就学前児童」の保護者 ・刈谷市内在住の「小学生（1～3年生）児童」の保護者
抽出方法	住民基本台帳より、就学前児童（0～5歳児）2,000人、 小学生（1～3年生）児童1,000人の合計3,000人を無作為抽出
調査期間	平成25年11月8日～11月22日
調査方法	郵送による配布・回収

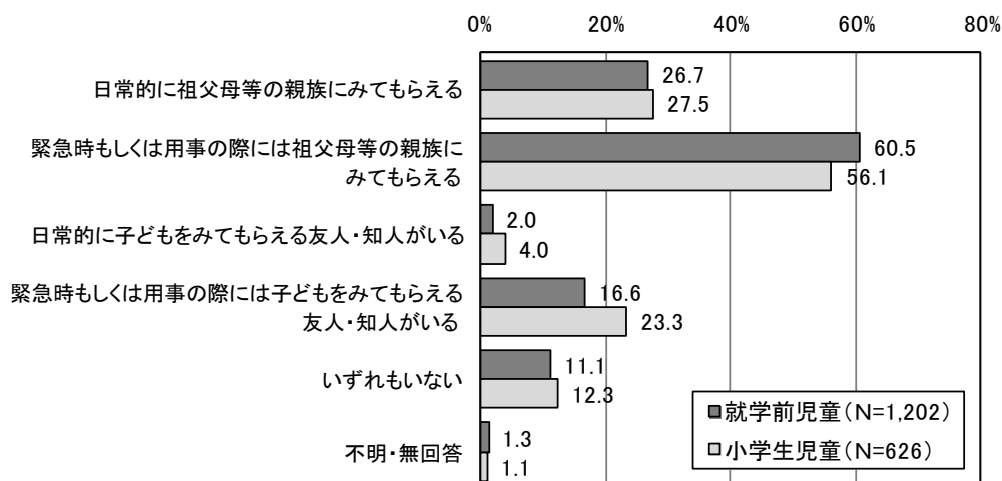
■回収率

	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	2,000	1,202	60.1%
小学生児童保護者	1,000	626	62.6%
合計	3,000	1,828	60.9%

(2)子どもの育ちをめぐる環境について

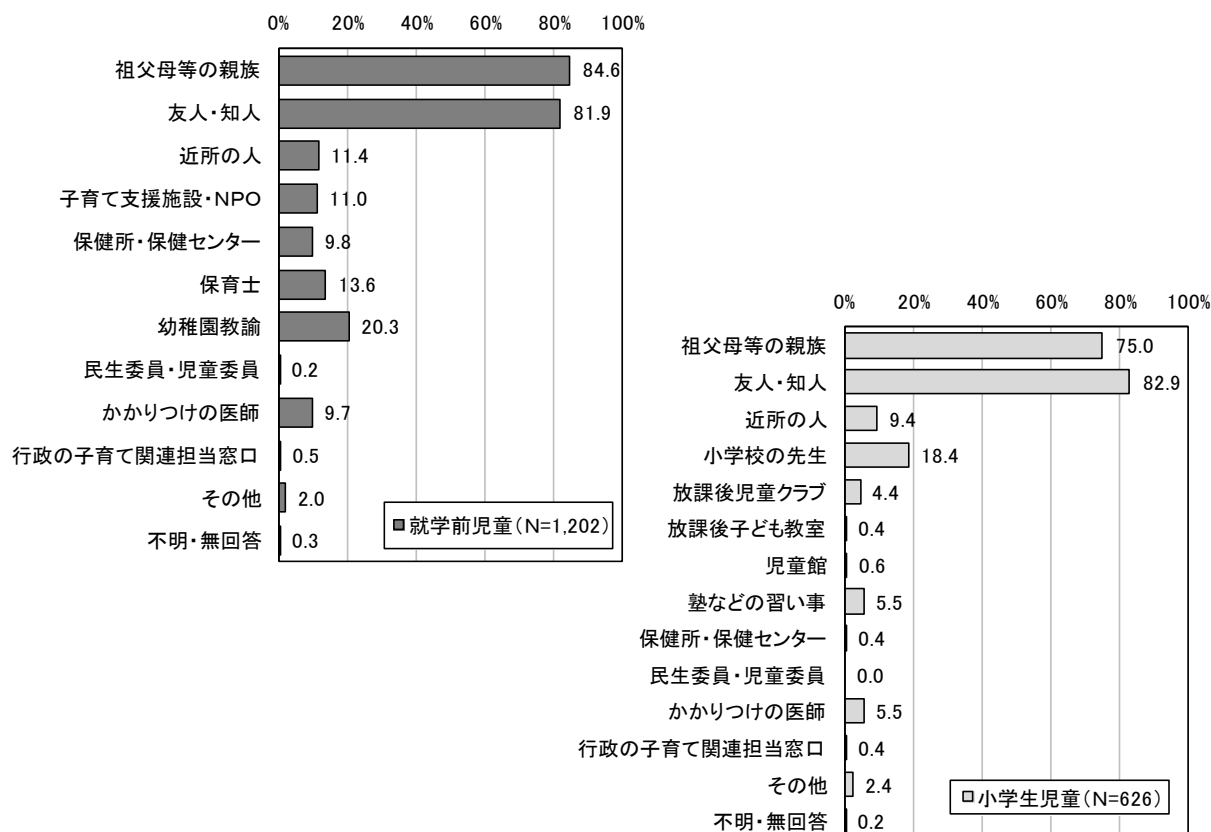
《日頃お子さんを見てもらえる親族・知人の状況》

- 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人は、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童では26.7%、小学生児童では27.5%で、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」ではともに6割前後と、身近な親族を頼る人が多くなっています。



《子育てや教育についての相談》

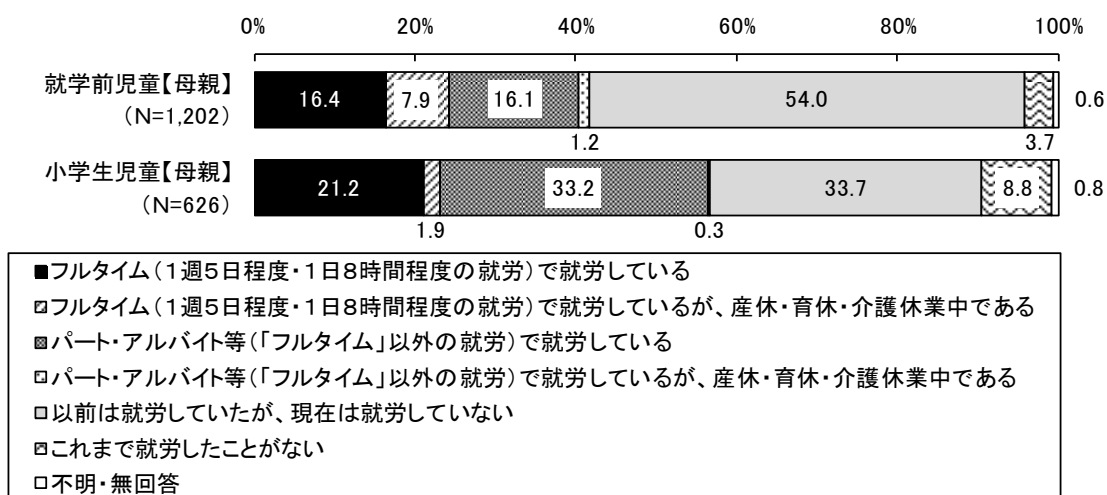
- 相談先は、就学前児童、小学生児童ともに「祖父母等の親族」「友人・知人」がそれぞれ8割前後で、専門機関より身近な人に相談する人が多くなっています。



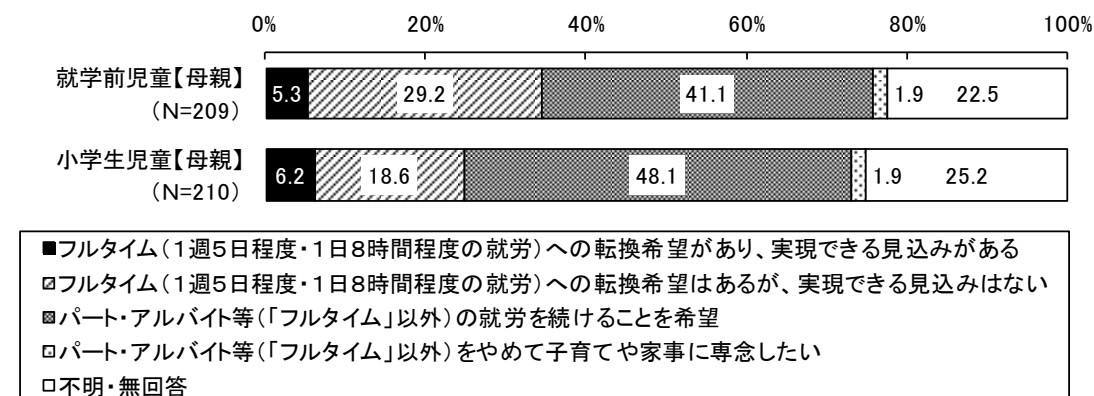
(3) 母親の就労状況

《母親の就労状況》

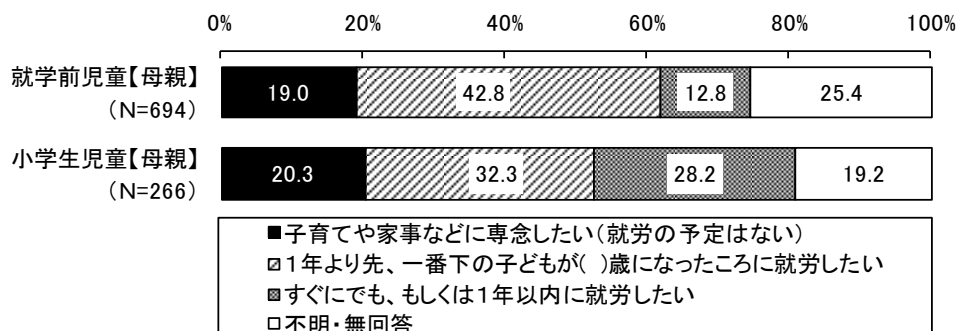
- 母親の就労状況について、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が54.0%となり、出産等を機に離職した人が半数以上みられます。小学生児童では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」が就学前児童と比較して高く、子どもの年齢が上がるにしたがい、再就職している母親が多くなっていることがうかがえます。



- パート・アルバイト等で働き続けることを希望する人の割合は、就学前児童の母親で41.1%、小学生児童の母親で48.1%となっています。また、パート・アルバイト等で就労している人のフルタイムへの転換希望について、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」を合わせると、就学前児童の母親で34.5%、小学生児童の母親で24.8%となっています。



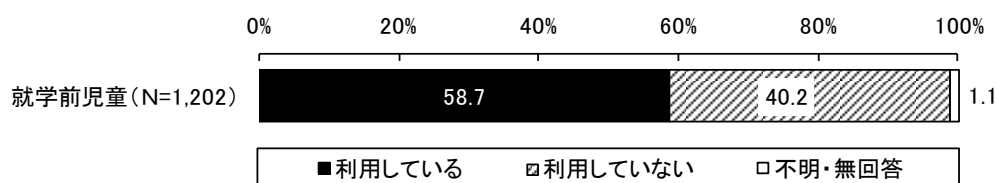
○ 現在就労していない人の就労意向については、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい」が就学前児童の母親で42.8%、小学生児童の母親で32.3%となっており、現在働いていなくても、条件が整えば働きたい希望のある母親がいることがうかがえます。



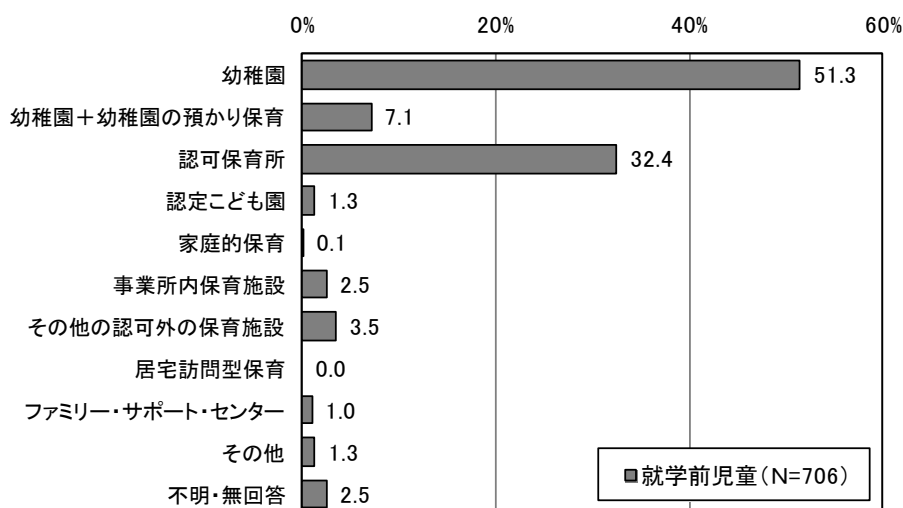
(4) 平日の定期的な教育・保育事業について

《平日に幼稚園や保育所などを利用している人の状況》

- 平日に幼稚園や保育所などの施設やサービスを定期的に利用している人は、全体の58.7%となっています。

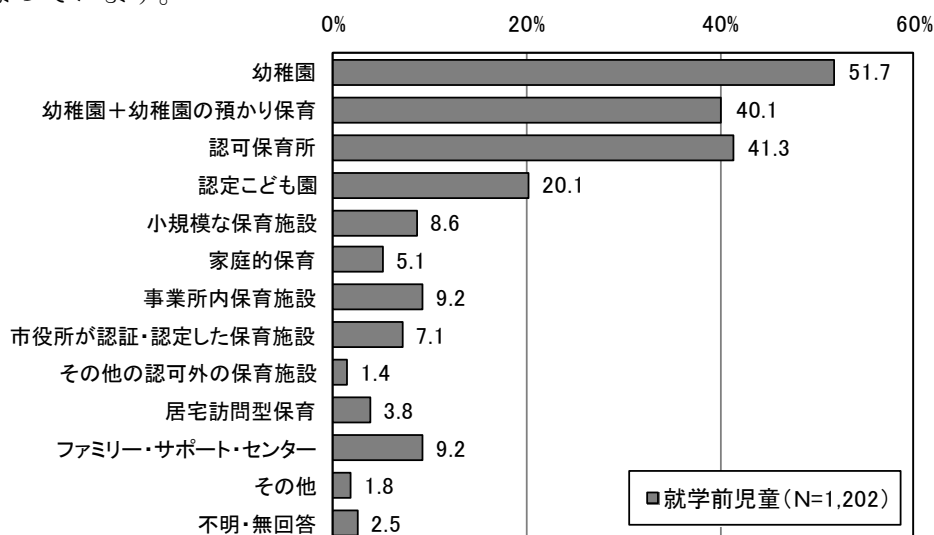


- 利用している施設やサービスは、「幼稚園」「認可保育所」の割合が51.3%、32.4%と高くなっています。



《今後の利用意向》

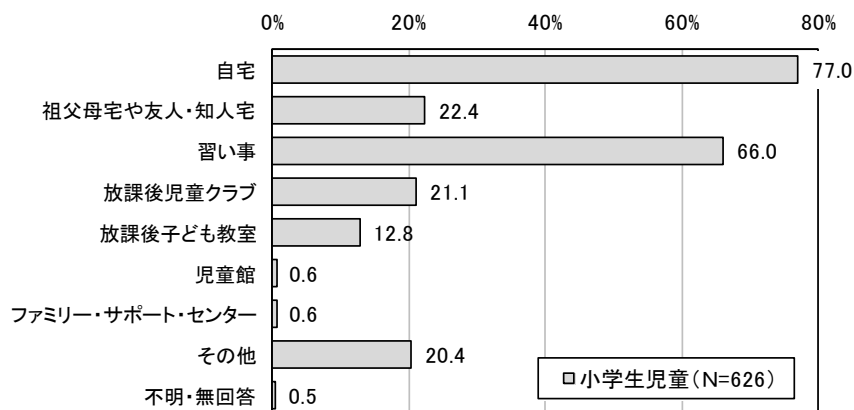
- 現在の利用状況に関わらず、平日に「定期的に」利用したいと考える施設やサービスの割合について、「幼稚園」51.7%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」40.1%、「認可保育所」41.3%となっています。



(5) 小学校就学後の過ごし方について

《放課後の過ごし方（小学生児童）》

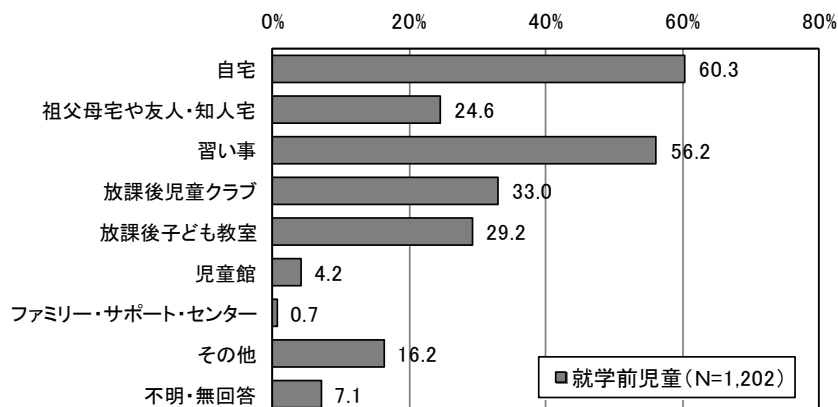
- 小学校低学年の放課後の過ごし方について、「自宅」が77.0%、「習い事」が66.0%となっています。放課後児童クラブの利用は、21.1%となっています。



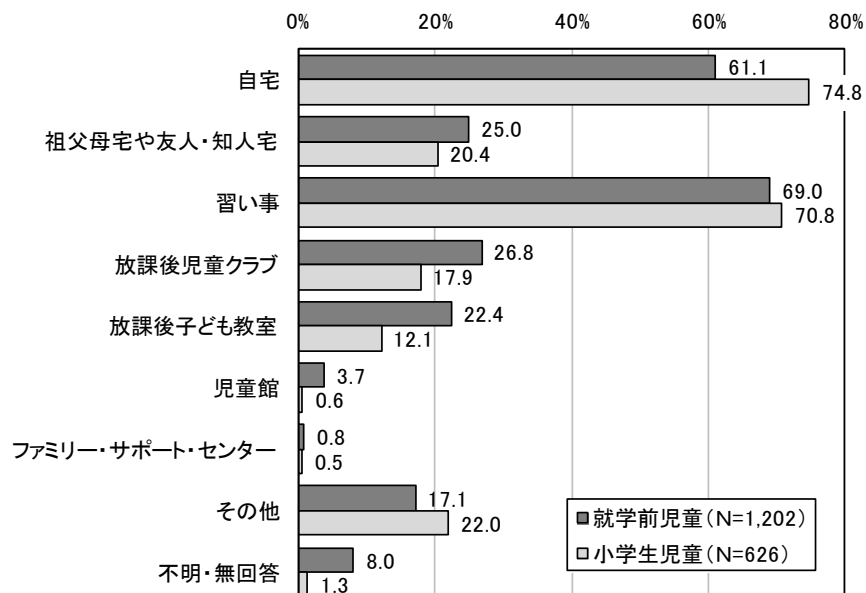
《放課後児童クラブの利用希望》

- 放課後児童クラブの利用希望について、就学前児童では、低学年の時が33.0%、高学年の時が26.8%となっています。小学生児童では高学年の時が17.9%となっています。

低学年



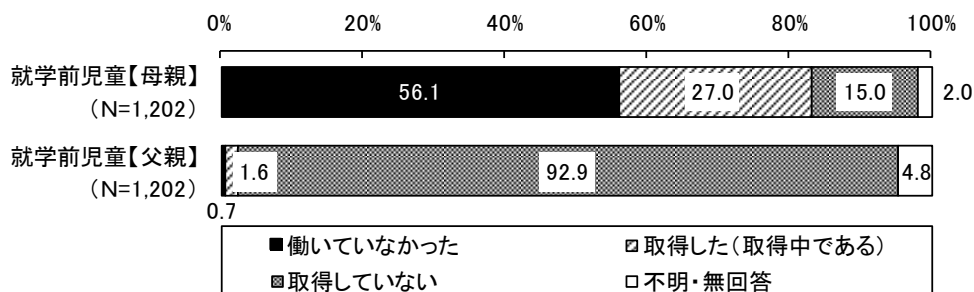
高学年



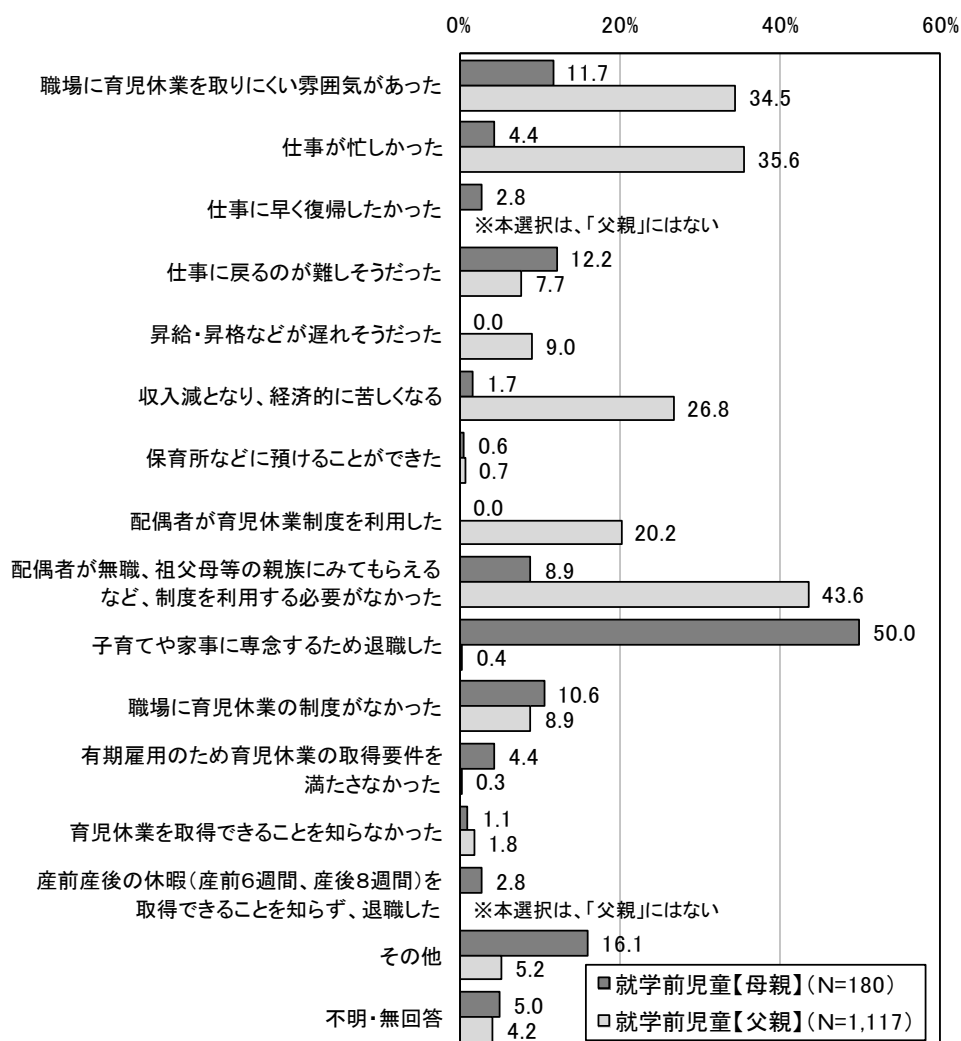
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

《育児休業の取得について》

- 育児休業の取得状況は、母親で27.0%、父親で1.6%と差がみられます。



- 育児休業を取得していない理由について、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が50.0%、父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど制度を利用する必要がなかった」が43.6%となっています。父親では、「仕事が忙しかった」35.6%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」34.5%があげられています。

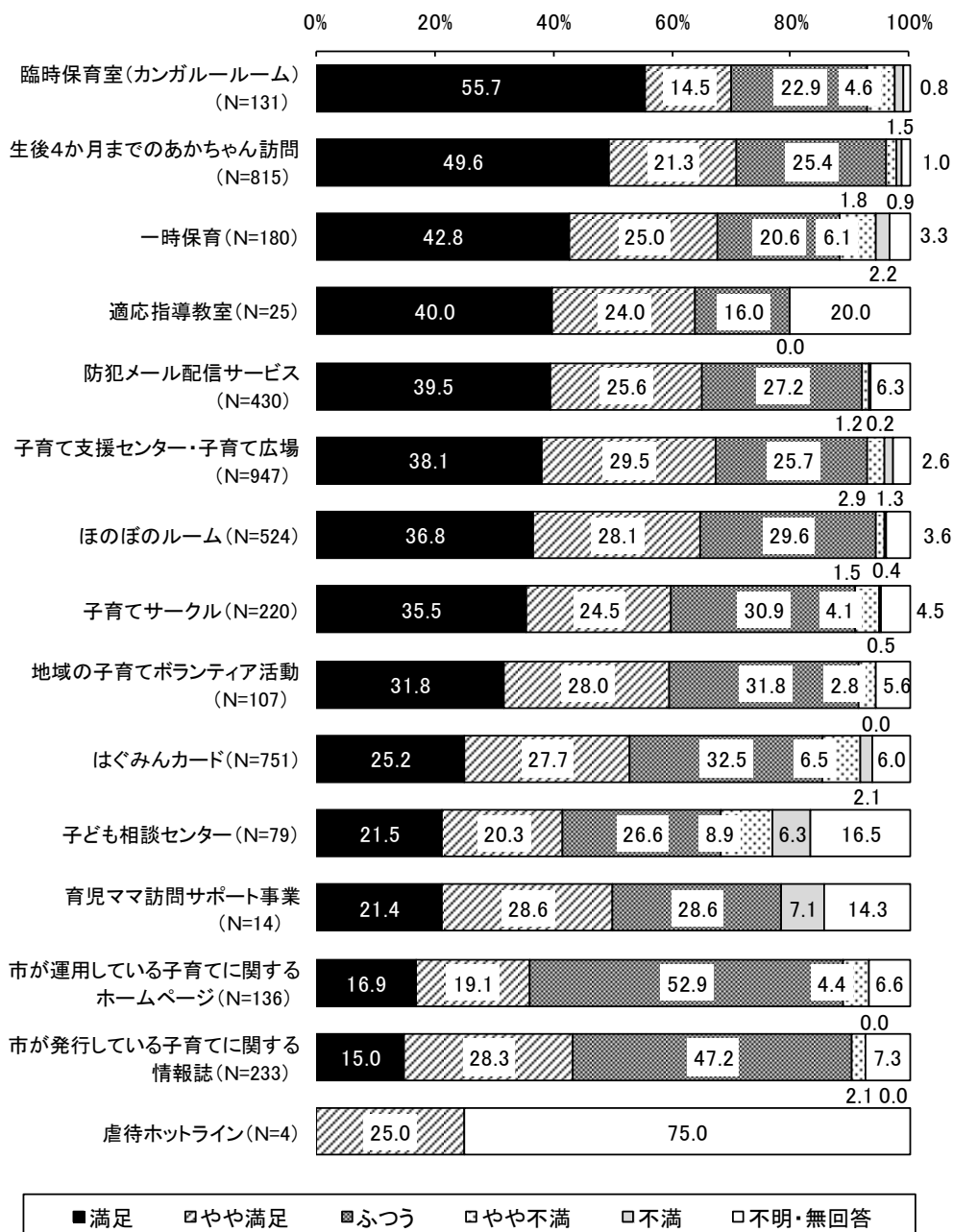


(7)子育て施策の満足度について

《各種子育てサービスについて》

- 市が実施している子育て支援サービスについての満足度は、『満足』（「満足」と「やや満足」を合わせた割合）が「臨時保育室」「生後4か月までのあかちゃん訪問」で7割を超えています。

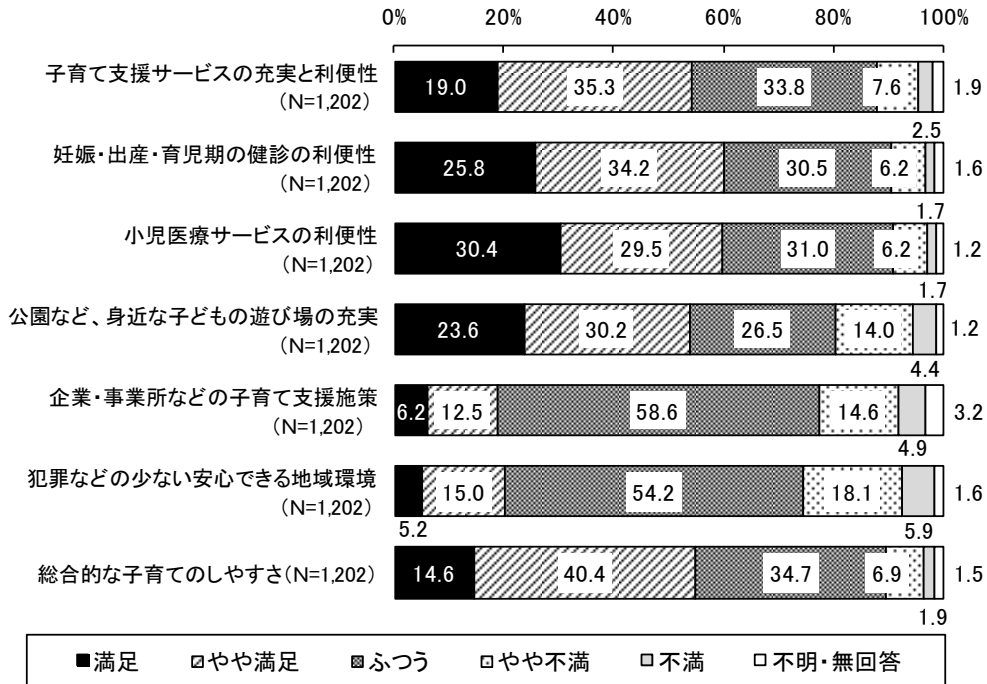
【就学前児童】



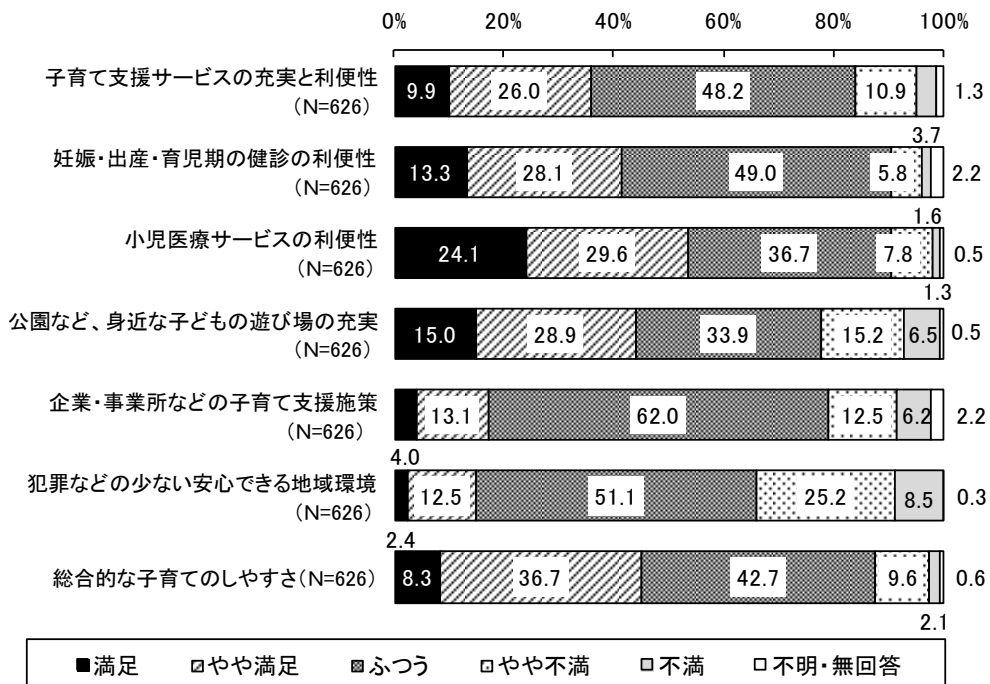
《分野別満足度について》

- 市における分野別満足度は、『満足』（「満足」と「やや満足」を合わせた割合）が就学前児童では「妊娠・出産・育児期の健診の利便性」が60.0%、「小児医療サービスの利便性」が59.9%、小学生児童では「小児医療サービスの利便性」が53.7%となっています。

【就学前児童】



【小学生児童】



3 次世代育成支援行動計画の評価

次世代育成支援行動計画（後期計画）で設定した「主な施策の目標値」について、進捗状況を検証・評価しました。

◆地域子育て支援拠点事業の充実

事業概要		<p>子育て中の保護者の子育てへの不安感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整備するため、子育てについての情報発信、相談、一時保育、赤ちゃん体操教室の実施等を行っています。(センター型)</p> <p>子育て支援団体と連携し、主に乳幼児(0～3歳児)とその親を対象に、手遊び・紙芝居・親子遊び等のふれあい遊び、育児相談、子育てに関する講習会、参加者のネットワークづくりの支援等を行います。(ひろば型)</p>					
	年度 指標	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (見込み)
目標値	センター型	—	4				
実績値	か所数	4	4	4	4	4	4
目標値	ひろば型	—	3				4
実績値	か所数	1	1	2	3	4	4
検証・評価		<p>ひろば型は計画当初は1か所での開設であり、平成23年度から1か所ずつ増設され、平成25年度に計画目標を達成しました。センター型は平成23年4月のあおば子育て支援センターから、中央子育て支援センターへの移設により利用者も増加し、その後も順調に推移しています。</p> <p>各種子育て講座の開催、父親の子育て参加の場の提供等利用者のニーズに応え、子育て支援の内容の充実を図ってきました。</p>					

◆一時保育の充実

事業概要		<p>非定期的に就労している人、育児疲れ解消等の理由で利用を希望する人に対して、小学校就学前の児童を拠点保育園で一時的に保育します。また、保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等の理由により、小学校就学前の児童を状況に応じて緊急一時的に保育します。</p>					
	年度 指標	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (見込み)
目標値	か所数	—	3				4
実績値	か所数	3	3	3	3	4	5
目標値	定員(人)	—	30				40
実績値	定員(人)	30	30	30	32	42	52
検証・評価		<p>利用者ニーズも高く、か所数、定員とも目標値を上回る見込みとなりました。一時保育を必要とする人が必要な時に利用できるようにするため、利用目的の明確化や事業実施園のさらなる整備等の方策により、保護者のニーズに対応できる体制の検討が必要です。</p>					

◆ファミリー・サポート・センターの充実

事業概要		仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行うため、育児の応援をしてほしい人と育児の応援をしたい人を組織化し、相互援助活動を行います。					
	年度 指標	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (見込み)
目標値	会員数	—	2,000			2,200	
実績値	(人)	1,947	2,142	2,355	2,494	2,766	2,800
検証・評価		会員数が当初目標を大幅に上回り、また活動件数も順調に伸びています。病児の預かりや低所得者の利用に対する補助金を交付したり、安全に子どもを預かることへの意識付けと病児・病後児を預かる体制の整備を目的とし、援助会員を対象に「病児を預かるための講習会」を実施するなど、利用しやすい体制を整備してきました。					

◆ショートステイの充実

事業概要		保護者が傷病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、県内の委託施設や登録養育者により一定期間養育します。					
	年度 指標	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (見込み)
目標値	養育者数	—	12				
実績値	(人)	11	11	11	13	12	12
目標値	契約施設数	—	5				
実績値		5	5	6	7	8	8
検証・評価		隣接する東浦町の児童養護施設と新たに契約を締結したことなど、近隣の児童養護施設が利用できるようになったことで、養育者数、契約施設数とも当初目標以上の確保ができました。今後は利用者のニーズに合わせた施設案内など、ソフト面の充実が必要です。					

◆臨時保育室（カンガールーム）の設置

事業概要		子育て中の親が、社会活動・学習活動等に参加できるように、各種講座、イベント、市議会等の開催時に、託児サポーターが保育を行う臨時保育室（カンガールーム）を設置します。					
	年度 指標	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (見込み)
目標値	事業数	—	45			50	
実績値		60	63	81	85	96	85
検証・評価		設置事業数が順調に伸び、利用者のニーズの高さがうかがえます。ニーズ調査でも満足度が高く、子育て中の母親が社会活動や学習活動に参加できるようになり、また、母親同士の情報交換の場を提供することにも貢献してきました。					

◆放課後子ども教室の充実

事業概要		学校施設を活用して、放課後に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに遊びや学習、体験活動、地域住民の方との交流活動等の取組みを行うことにより、子どもの居場所づくりを行います。					
	年度 指標	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (見込み)
目標値	か所数	—		9		15	
実績値		2	3	5	6	7	10
目標値	定員(人)	—		400		640	
実績値		120	240	280	360	440	600
検証・評価		毎年、実施校が増加しています。スタッフの確保等に努めるとともに、未実施校での活動拠点提供の調整を図り、計画年度終了後も継続して目標達成に向け、実施校を増やすことが必要です。					

◆あかちゃん訪問の充実

事業概要		助産師が生後4か月未満のあかちゃんのいる家庭全戸を訪問し、母子の健康状態を把握し、保護者の多様な相談に応じます。					
	年度 指標	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (見込み)
目標値	訪問率(%)	—		75		78	
実績値		61	71	74	84	87	88
検証・評価		目標値を大幅に上回った訪問活動ができ、またニーズ調査の評価も高くなっています。 電話や保健師による訪問等で積極的な勧奨を行うなど、訪問率のさらなる向上に向けた取り組みが必要です。					

◆通常保育事業の充実（待機児童の解消）

事業概要		通常保育事業の拡大により定員の増大を図るとともに、0、1、2歳児の待機児童の増加に応えるため、年齢ごとの定員数を調整するなどの方策により、待機児童の解消に取り組めます。					
	年度 指標	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (見込み)
目標値	待機児童数 (人)	—		0			
実績値		10	5	3	6	4	6
検証・評価		保育園の増改築、新設等による定員増により、待機児童解消に向け事業を進めてきました。 今後も、出生や転入出等の人口動態及び女性の就業状況等から、市民の潜在的な保育ニーズ量を的確に捉え、年齢ごとの定員数の見直しや施設の改修等を行い、待機児童ゼロに向けた取り組みが必要です。					

◆延長保育の充実

事業概要		基本の保育時間（8時30分から16時30分まで）に対し、市内全保育園で延長保育を実施しています。保護者の就労形態の多様化に応えるため、19時以降も保育している保育園を計画的に整備するなど、延長保育の充実を図ります。					
	年度 指標	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (見込み)
目標値	か所数	—	5				
実績値		4	5	5	5	6	7
目標値	定員(人)	—	600				
実績値		490	620	620	620	730	850
検証・評価		利用者のニーズに対応し、19時以降の延長保育の実施園のか所数、定員とも目標値を大幅に上回る見込みとなりました。現状の実施状況を踏まえ、今後は保護者ニーズに対応できるよう実施か所の拡充等の検討が必要です。					

◆児童クラブの充実

事業概要		各学校ごとに、第2児童クラブを整備することにより、定員の拡充と活動内容の充実を図るとともに、指導員の資質向上、地域人材の活用を図ります。また、小学校区において学校敷地内に児童クラブを整備することにより、移動時における児童の安全確保に努めます。					
	年度 指標	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (見込み)
目標値	クラブ数	—	24				25
実績値		15	18	21	24	26	27
目標値	学校敷地内	—	87.0				93.0
実績値	整備率(%)	33.3	55.6	76.2	91.7	96.2	96.3
目標値	定員(人)	—	960				1,000
実績値		600	720	840	960	1,040	1,080
検証・評価		計画当初からクラブ数、定員の拡充が図られ、また学校敷地内整備率も上昇し、着実に事業を進めてきました。 利用者ニーズに対応した学校ごとの2クラブ化も順調に進めてきました。					

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

【基本理念】

元気に育て かりやの子どもたち

～安心して子育てに取り組み、子どもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現～

基本理念は、「刈谷市エンゼルプラン」、「刈谷市次世代育成支援行動計画」の理念を引き継ぎ「元気に育て かりやの子どもたち」とします。

計画のねらいは、子どもの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識を持ちつつ、子どもが健やかに育ち、また安心して子どもを生み育てることができるように、社会全体で支援していこうとするものです。

その理念は、家族、地域、事業所、行政等が協力し、次代を担う子どもたちを育てる環境の整備や、子どもの利益が最大限に尊重されるように、子どもの成長や発達に応じた支援を行いその成長を見守ることで、「安心して子育てに取り組み、子どもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現」をめざします。

2 基本的視点

子ども・子育て支援の施策実施にあたり、以下の7項目を基本的な視点とします。

なお、これらの視点に基づいた子ども・子育て環境の実現に向け、行政が施策を推進することはもとより、保護者や地域の住民、関係団体・関係機関等が連携を図りながら、本計画を推進します。

1 子どもの視点

子どもは、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、子どもの年齢や発達に応じた支援を行い、その成長を見守ることが必要です。

特に、乳幼児期においては、愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成等が大切であるため、乳幼児期の重要性を踏まえた質の高い教育・保育の安定的な提供を行い、子どもの健やかな発達を支援することが必要です。

2 次代の親への視点

子どもが成長し親になったとき、あるいは大人として子どもの育ちに関わるときに、豊かな人間性をもって、子どもの育ちを支えることができるように、長期的な視野をもって健全育成のための支援をしていくことが必要です。

3 多様化したニーズに対応する視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援施策へのニーズが多様化していることを踏まえ、それぞれの家庭の特性や価値観に対応できるよう、必要とされるサービスを正確に把握し、実効性のある施策を講じる必要があります。

4 すべての子どもと家庭への支援の視点

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障できるようにすることが必要です。

5 社会全体による支援の視点

子どもは、子ども同士のふれあいのみならず、地域の住民、自然・文化との関わりを通じて他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を身につけることができるようになります。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識を持ちつつ、社会のあらゆる

分野の構成員が子ども・子育て支援に関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

6 ワーク・ライフ・バランスの実現の視点

女性の社会進出が進むなど、ライフスタイルが多様化する中で、働き方の見直しや多様な子育て支援などの社会基盤の整備等が進んできていますが、職場や家庭、地域においては、未だ男女の役割を固定的にとらえる意識が残っています。

市民一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期等の人生の段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる環境づくりが必要です。

7 関連部門連携の視点

子育て支援、児童福祉、母子保健、教育、労働、生活環境等、子ども・子育て支援に関わる多様な関連部門が連携を図り、それぞれの役割を発揮するとともに、地域の有効な資源の活用、施策の実施に取り組みます。

3 基本目標

(1)地域における子ども・子育て支援

子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めるとともに、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子どもの育ちを社会全体で支援するため、子育てに関する意識の向上と地域における子育て支援ネットワークづくりを進めるとともに、親子や地域住民が気軽に交流できる環境づくりを進めます。

さらに、保護者の様々な困りごとに関して、円滑に情報提供や相談が受けられ、必要なサービスへのつなぎの機能を整備するなど、子育て利用者支援体制の構築をめざします。

(2)仕事と子育ての両立支援

仕事や社会活動等と子育ての両立を支援するため、多様な保育サービス、放課後児童クラブの充実を推進します。

また、男女がともに協力して子育てができるよう、家事・育児の分担や協力について、啓発を行うとともに、親の子育て力の向上や子育ての参加促進に努めます。

子育てしながら働きやすい環境整備に向けて、企業に多様な就労形態を可能にする制度の導入等の働きかけを行います。

(3)子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるようにするとともに、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、妊婦健診や乳幼児健診等、各種母子保健事業や小児医療体制の充実を図ります。

(4)支援が必要な子ども・家庭への支援

発達に関して配慮や支援が必要な子どもへのきめ細かな支援体制づくりを進めます。また、ひとり親家庭等、支援が必要な子育て家庭へのサポートを充実させるとともに、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への支援を実施します。また、子育て・教育にかかる経済的負担の軽減が図られるように、支援を進めます。

(5)子どもがのびのびと育つ教育環境づくり

子どもが生きる力を育み、子ども自身が学習し、様々な人との交流、遊び等の活動を通じ

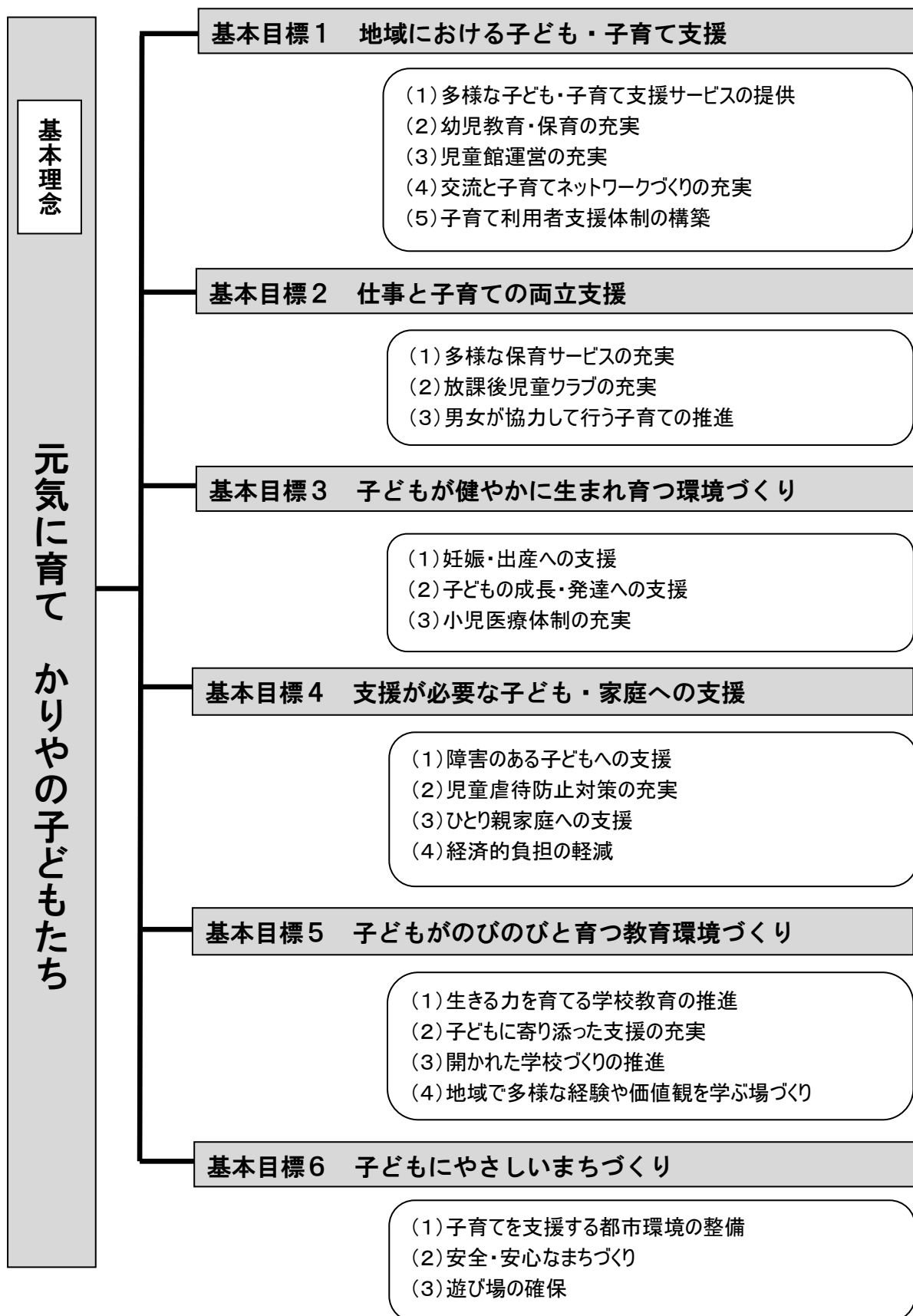
て、豊かな人間性を確立し、成長できるように、取り組みを進めます。

また、子育てや子どもとの関わりに必要な体験・学習環境を整備します。

(6)子どもにやさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるためには、都市環境や道路交通環境の整備、子どもが犯罪や事故等の被害に遭わないようなまちづくりが必要です。このため、子どもやその保護者、妊産婦が快適に暮らせる生活環境の整備や、安全で安心して暮らすことができる子どもにやさしいまちづくりを推進します。

4 施策体系



第4章 施策の展開

基本目標 1 地域における子ども・子育て支援

【現状・課題】

自動車関連産業をはじめ多くの優良企業や事業所が立地している本市では、市外からの転入者が多く、祖父母等の親族からの支援を受けることができない家庭も多く見受けられます。アンケートにおいても、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合は、就学前児童で 26.7%、小学生児童では 27.5%にとどまっています。

保護者が孤立することなく、子育てを行うことができるよう、様々な子育てサービスの充実を図ることはもちろん、子育て情報の提供・相談や、必要な子育てサービスへのつながりを行う利用者支援、交流の場づくりなどを推進し、地域での子育て支援の充実を図ることが必要です。

1-1 多様な子ども・子育て支援サービスの提供

近年の保護者の多様なニーズに対応し、ファミリー・サポート・センターや臨時保育室（カンガールーム）、育児ママ訪問サポート事業等を実施し、育児負担の軽減、子育てに関する悩みや不安の解消につなげます。

施策名	内容
ファミリー・サポート・センターの充実	育児の応援をしてほしい人と応援をしたい人が会員になって助け合う「ファミリー・サポート・センター」を運営します。講習会、交流会等を開催し、援助に必要な知識・技術を高め、会員同士の親睦を図ります。
ショートステイの充実	保護者が傷病等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、県内の委託施設や登録養育者により、一定期間養育を行う「ショートステイ」の充実を図ります。
臨時保育室(カンガールーム)の充実	子育て中の親が、社会活動や学習活動等に参加できるよう、各種講座、イベント、市議会等の開催時、託児サポーターが保育を行う臨時保育室(カンガールーム)の充実を図ります。
育児ママ訪問サポートの充実	育児に関する悩みを傾聴するなど、支援を必要とする家庭に訪問員を派遣し、母親の不安の軽減を図ります。また、地域の子育て支援に関する情報提供を行うなど、他の子育て支援サービスへのつながりを行い、子育てにおける母親の孤立化の防止につなげます。
地域子育て支援拠点の充実	子育て支援センター等の地域子育て支援拠点において、各種行事やイベント、講座等を通して、親同士の交流の場や、子育てに関する情報を提供します。
ブックスタートの充実	4か月児健康診査の際、「おすすめ絵本」の紹介と読み聞かせを行い、親と子が絵本を介して心とことばを通わせるひとときを持つことを応援します。また、「おすすめ絵本」と読み聞かせ行事のリーフレットを図書館等で配布し、事業の充実を図ります。

施策名	内容
おもちゃライブラリーの充実	小学生以下の心身障害児や就学前の幼児を対象におもちゃの貸出しを行い、おもちゃを通じた親子のふれあいの場、遊びの場を提供します。また、障害がある子とのふれあいを大切に、交流の機会づくりに努めます。
おもちゃ病院の運営	「刈谷おもちゃ病院」において、シニア世代の豊富な経験と知識、技術を生かし、おもちゃの修理を通して、子どもたちに「ものを大切にする心」「ものづくりの楽しさ」を育みます。

1-2 幼児教育・保育の充実

国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、サービスの提供を見直すとともに、子ども一人ひとりに対し、質の高い幼児教育・保育の提供を行います。また、保育園の新設や増改築、定員数の調整等により、ニーズの高まっている0、1、2歳児に対応し、待機児童の解消を図ります。

施策名	内容
保育の必要性の認定	保護者の幅広いニーズや就労形態の多様化に応えるため、保育の必要性の認定を行い、幼稚園や保育園等の円滑な利用につなげます。
保育環境の向上	安全で快適な施設を維持するための計画的な改修等や事務改善を行い、保育に必要な教材の研究や準備にかかる時間を増やし、保育環境の向上に取り組みます。
幼稚園・保育園における教育・保育の充実	幼稚園教育要領や保育所保育指針を踏まえて、子どもたちが心と体を十分働かせて遊んだり、豊かな体験をして個々の発達を促すことができる質の高い教育・保育を提供したりします。
待機児童の解消	0、1、2歳児の待機児童の増加に応えるため、保育園の新設や増改築、年齢ごとの定員数を調整するなどの方策や幼稚園の預かり保育の充実により、待機児童の解消に取り組みます。
地域型保育の実施	利用者が多様な施設や事業の中から選択できるよう、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育を市の認可事業とし、地域型保育給付の対象として位置付けます。
ほのぼのルームの充実	未就園児及びその保護者を対象に、相談・遊び・交流の場として、幼稚園の施設を開放するとともに子育て相談を実施します。
幼稚園・保育園の連携	幼稚園の教諭と保育園の保育士の合同研修、人事交流の連携を図るとともに、保護者のニーズに対応した方策を研究・検討し、実施します。

1-3 児童館運営の充実

子どもとその保護者に魅力ある遊びの場、学びの場を提供するとともに、親子のふれあいや子ども同士、親同士の交流が行えるよう、児童館の充実を図ります。

施策名	内容
科学体験による学びの場の提供	(仮称)夢と学びの科学体験館において、科学遊びや科学体験を楽しんだり、刈谷のものづくりについて学んだりすることにより、未来を担う子どもたちの夢と学びの心を育みます。
児童館の充実	子どもや親子が、気軽に遊びや学習の場として利用できるような環境を整えるとともに、多様な講座や行事を開催します。

1-4 交流と子育てネットワークづくりの充実

中央子育て支援センターを核とし、相談機能の充実や交流の場の提供、子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援、子育てネットワークの構築を実施します。

また、小中学生及び高校生に対する放課後等の居場所づくりについても推進します。

施策名	内容
地域子育て支援拠点の充実	子育て支援センター等の地域子育て支援拠点において、各種行事やイベント、講座等を通して、親同士の交流の場や、子育てに関する情報を提供します。
子育てサークルの育成・支援	育児に関する情報交換、親子の仲間づくりの機会となるよう、子育てサークルの育成、活動の相談、活動の場の提供等を行います。
子育て支援ネットワーク会議の開催	子育て支援団体や子育てサークル等の市民団体のネットワークづくりを支援するため、「子育て支援ネットワーク会議」を開催します。
世代間交流の充実	幼稚園・保育園の園児が、小中学校の児童・生徒や地域住民との交流の機会を持てるよう、行事等における交流、老人福祉施設への訪問や地域講師の活用等の取り組みを進めます。
民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援	民生委員・児童委員、主任児童委員と情報を共有し、連携を図ります。また、勉強会や児童福祉関連施設見学会等を開催し、委員の資質の向上を図り、関係部署との協働のもと、家庭訪問等を実施します。
里親制度の啓発	より多くの市民に里親制度の意義について、理解の促進を図り、里親としての協力を得られるよう、制度の啓発に努めます。
子育て支援団体・地域住民等との連携	子育て支援団体や地域住民等と連携し、親子の仲間づくりの場、しつけや遊び方を学ぶ場、地域の人との交流の場を提供するなど、地域住民による子育て支援活動を支援します。

施策名	内容
読み聞かせ活動、おはなし会の実施	図書館での絵本の読み聞かせ会、市民センターでのおはなし会等、ボランティアグループ等の協力により実施します。
放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの活動拠点として放課後子ども教室を実施します。遊びや学習、体験活動、地域住民との交流により、子どもの安全・安心な居場所づくりを推進します。
中学生・高校生の居場所づくり	中高生等の若者が気軽に立ち寄ることができる居場所を提供し、同世代の交流を通して、主体的な活動ができるよう若者の自立に向けた取り組みを支援します。

1-5 子育て利用者支援体制の構築

身近な場所で、子育てに関する様々な相談や情報提供が受けられるよう、利用者支援体制の構築を図ります。利用者を必要なサービスにつなぎ、子どもと保護者の困りごとの解決を図ります。

施策名	内容
利用者支援専門員等の配置	子どもやその保護者の身近な場所に、利用者支援専門員等を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。
子育て情報の提供	行事予定や育児の身近な情報を掲載する「子育て支援センターだより」を毎月発行し、公共施設で配布します。また、子育て情報誌等を、母子健康手帳交付時、各種手当申請時、健康診査時等に併せて配布します。
子育て情報誌・子育て支援ホームページの充実	子育てに関する行政サービスや施設等の情報を収集・整理した子育て情報誌、子育て支援ホームページを常時見直し、内容の充実を図ります。
子育て支援センターにおける相談体制の充実	子育てに関する様々な相談内容に対応できるよう、電話相談、面接相談、メール相談、グループ相談、訪問相談等を行います。
幼稚園・保育園における子育て相談・育児講座	各幼稚園・保育園において、在園児及び未就園児の保護者を対象に、子育て相談、育児講座等を実施します。
保育カウンセラーの巡回	臨床心理士が幼稚園・保育園を巡回し、保護者や教諭・保育士からの子育てや保育に関する相談に応じます。
子ども相談センターにおける各種相談体制の充実	3歳から 19 歳までの子どもとその保護者、親族、学校・園関係者を対象に、子どもに関する様々な相談に応じます。

基本目標 2 仕事と子育ての両立支援

【現状・課題】

女性の社会進出が進むなど、ライフスタイルが多様化する中で、働きながら子育てができる環境のさらなる充実が求められています。アンケートによると、パート・アルバイトで就労している人のフルタイムへの転換希望や、現在就労していない人の就労希望も高まっています。

また、核家族化の進行により、夫婦が協力して、子育てをすることがますます重要となっています。アンケートにおいても、依然として父親の育児休業取得が進まないことや、短時間勤務制度を取りにくい状況であることなどが見受けられるため、男女共同参画の意識の醸成や、育児休業などの制度が利用しやすい子育てに配慮した職場環境づくりを進める必要があります。

2-1 多様な保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化により、柔軟な保育サービスの提供が求められています。延長保育や一時預かり、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの充実を図ります。

施策名	内容
延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化に応えるため、延長保育の充実を図ります。
休日保育の充実	保護者の就労形態の多様化に応えるため、休日保育の充実を図ります。
産前・産後休暇、育児休暇後の職場復帰の支援	出産前や職場復帰前から保育園への入園予約を受け付け、働く女性が安心して出産・子育てを行い、職場に復帰できる環境づくりに取り組みます。
病児・病後児保育の充実	子どもが病気または病気の回復期であり、集団保育が困難な期間において、一時的に子どもを預かる病児・病後児保育の充実を図ります。
幼稚園一時預かり（預かり保育）の充実	出産や傷病、親族の看護・介護、就労等で通常の保育時間終了後も引き続き保育を希望する在園児に対して、幼稚園で一時預かりを実施し、内容の充実を図ります。
保育園一時預かり（一時保育）の充実	定期的に就労をしていない人、育児疲れ解消等の理由で利用を希望する人に対して、小学校就学前の児童を拠点保育園で一時的に保育します。また、保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等の理由により、小学校就学前の児童を状況に応じて緊急一時的に保育します。

2-2 放課後児童クラブの充実

各小学校に放課後児童クラブを設置し、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、主体的な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

施策名	内容
放課後児童クラブの充実	児童の定員及び学年を拡大するとともに、保護者の就労形態の多様化に答えるために、時間延長による充実を図ります。
放課後児童クラブの整備	放課後児童クラブの設備の充実を図るとともに、支援員の資質の向上、地域の人材の活用を図ります。

2-3 男女が協力して行う子育ての推進

男女が協力し、ともに子育てに関わることができるよう、男女共同参画に関する情報提供や講座を開催し、子育ての意識の醸成を図ります。

また、子育て家庭に配慮した職場環境の整備や、育児を理由に退職した人への再就職支援など、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりを進めます。

施策名	内容
市民だより、ホームページ等による啓発	市民だより、刈谷市ホームページ、各種報道機関等を通して、男女共同参画の考え方、各種イベント、内閣府が実施する男女共同参画週間等の周知を行います。また、家庭、地域、職場等様々な立場の人に向けた男女共同参画啓発用リーフレットを作成・配布し、さらなる意識の向上を図ります。
男女共同参画講座等の充実	女性向け、男性向け、夫婦向け等の男女共同参画講座や講演会等を実施します。性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がともに家事・育児等に関わることの重要性についての意識の向上を図ります。
社会学級、女性教室の開催	社会学級(小学校)、女性教室(幼稚園)を通じて、男女が協力して子育てを行う意義を考える機会を提供します。
一般事業主行動計画の実施の促進	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関して、情報提供等を行います。
事業所内保育施設助成制度の普及	事業所向けの助成制度や法人税の優遇措置の紹介を行い、勤務形態に応じた保育が可能となる事業所内保育施設の設置を働きかけます。
子育て家庭に配慮した職場づくりの啓発	育児休業制度の定着・促進、勤務時間の短縮等の啓発、再雇用制度の普及を図るため、事業所等に情報提供を行い、子育て家庭に配慮した職場づくりの啓発に取り組みます。

施策名	内容
ファミリー・フレンドリー企業の普及、促進	「ファミリー・フレンドリー企業」(男女ともに仕事と家庭の両立ができる様々な制度と職場環境を持つ企業)についてPRを行います。
再就職希望者の能力開発の支援	育児で一度退職し、子どもが大きくなった時点で再就職を希望する保護者を対象に、再就職セミナー等の講座を開催します。

基本目標3 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

【現状・課題】

母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができ、子どもの健康づくりや疾病の予防を図るなど、妊娠期から継続した保健事業や小児医療の充実に取り組んできました。アンケートによると、就学前児童、小学生児童ともに、「妊娠・出産・育児期の利便性」「小児医療サービスの利便性」の満足度は、他の分野に比べて高くなっています。

今後はさらなる母子保健事業の推進を図り、病気やけがの予防、病気や障害の早期発見に取り組むなど、母子ともに健やかな生活を送ることができるようにすることが必要となります。また、子どもの病気に対する保護者の不安の軽減に向けて、安心して受診できる小児医療体制の充実も求められています。

3-1 妊娠・出産への支援

父母ともに、妊娠・出産に対する理解を深められるよう、パパママクラス等の充実を図るとともに、あかちゃん訪問や産後ホームヘルプサービスを実施し、母子の健康の確保や母親の不安や負担の軽減に努めます。

施策名	内容
パパママクラス等の充実	初妊婦を対象としたミニママ教室、フレッシュ・ママクラス、初妊婦とその夫を対象としたパパママクラスの充実を図り、出産に対する不安の軽減、母子の健康促進、妊娠・出産について、男女がともに子育てを行うことの重要性、子育ての楽しさ等を伝えます。
産後ホームヘルプサービスの実施	産後における母子の心身の健康を守るため、核家族世帯を対象として、一定期間ホームヘルプサービスを実施し、家事の支援を行います。
あかちゃん訪問の充実	助産師が生後4か月未満のあかちゃんがいる家庭を全戸訪問し、母子の健康状態を把握するとともに、保護者の多様な相談に応じます。
妊産婦健康診査・妊産婦歯科健康診査の充実	安全な出産を支援するため、妊娠期、出産後に健康診査を実施し、その際に個別相談も行います。また、妊産婦歯科健康診査など母親の歯の健康づくりを支援します。

3-2 子どもの成長・発達への支援

乳幼児健康診査や予防接種の充実を図るとともに、支援が必要な家庭・保護者に対し、訪問等を実施し、指導、助言を行うなど、子どもの健やかな成長・発達につながる支援の充実を図ります。

施策名	内容
乳幼児健康診査・乳幼児歯科健康診査の充実	子どもたちの健やかな成長を支援するため、4か月児、1歳6か月児、3歳児に健康診査を実施し、その際に個別相談を行い、愛知県内の医療機関で受けることができる、乳幼児健康診査を実施します。また、1歳6か月から3歳にかけての歯科健康診査、フッ素塗布等を実施し、子どもの歯の健康づくりを支援します。
養育支援訪問の実施	母子健康手帳の交付等母子保健事業において、養育支援が必要とされる家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施につなげます。
予防接種の充実	予防接種手帳を交付し、各種予防接種が個別に受けやすいように、医療機関との協力体制を強化します。
保健指導の実施	保健師による育児相談、助産師による母乳相談、栄養士による栄養相談、母子健康手帳交付時の保健指導等を行います。
援助を必要とする子どもと家庭への支援	特定妊婦等の支援を必要とする家庭への訪問指導、相談を行います。
病気や事故についての学習機会の充実	病気や事故に対する応急手当等の知識不足から生じる不安感の解消のため、保護者へ子どもの病気や事故に関する学習や相談の機会の充実を図ります。

3-3 小児医療体制の充実

子どもの病気やけがなどの緊急時に、安心して診てもらえることができるよう小児医療体制の充実を図ります。

施策名	内容
小児救急医療体制の充実	愛知県や近隣自治体及び医療機関と調整を図りながら、地域における小児救急医療体制の充実を働きかけます。また、休日の救急診療に関する情報を市民だよりに掲載し、保護者等への周知を図ります。
小児救急電話相談の紹介	愛知県が実施している、休日・夜間における子どもの急病時の電話相談について、保護者等への周知を図るとともに、相談時間や相談員の拡充を働きかけます。

基本目標4 支援が必要な子ども・家庭への支援

【現状・課題】

従来から認識されてきた障害に加えて、アスペルガー症候群^{※1}や注意欠陥多動性障害(ADHD)^{※2}などの発達障害に対しても、園や学校、関係機関における療育体制の整備と切れ目のない一体的な支援が求められています。

また、「平成25年国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率が16.3%と過去最悪の水準となっており、本市においても、子育て家庭の経済的負担の軽減を進めることが必要となっています。また、貧困家庭では、経済的な理由が虐待につながる可能性も少なくありません。

児童虐待の早期発見や予防、ひとり親家庭の自立支援を進めるなど、支援が必要な子ども・家庭に対するきめ細やかな支援が求められています。

4-1 障害のある子どもへの支援

子どもの障害の程度や発達段階に合わせた療育の場を確保し、継続的な支援を行うとともに、関係機関との連携により、障害の早期発見、早期療育に取り組みます。

施策名	内容
療育ネットワークの充実	市の関連各課、しげはら園、幼稚園、保育園、子ども相談センター、保健所、医療機関等関係機関が連携し、年齢、発達段階や障害の内容等に応じた療育を促進します。
早期療育の機会づくり	発達に心配のある子どもとその母親を対象に、母子関係の充実や心身の発達を助長・育成する療育相談室(ラッコちゃんルーム)、1歳6か月児健康診査の事後指導等を実施し、支援が必要な子ども・家庭の早期発見・早期指導につなげます。
しげはら園の充実	児童発達支援センターとしての位置づけのもと、実施体制の整備を行い、本市の中核的な療育施設としての機能の充実を図ります。
ことばの教室等の実施	幼稚園等に通いながら、ことばの発達に関する各種療法を受けられる体制の充実を図ります。
特別支援教育の充実	従来の特別支援教育の対象の障害だけではなく、発達障害を含め、障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて、生活や学習上の困難の改善または個々の発達援助を図ります。

※1 社会性・興味・コミュニケーションについて特異性が認められる障害。

※2 衝動的に反応して行動せず熟考する力や、現在の状況と過去の記憶を照らし合わせて、判断する力が著しく不足しているために引き起こされる多動性や衝動性、不注意などを特徴とする障害。

施策名	内容
統合保育の充実	幼稚園・保育園において、障害のある子とない子が一緒に生活する中で、相互理解を通して人と関わる力を育みます。また、教諭・保育士は、講習会の受講や専門家の助言等により、理解を深め、円滑な統合保育の実施につなげます。
障害児を持つ家庭への支援	関係制度の普及・定着に努めるとともに、緊急時や保護者の休養等のための一時預かりを行います。
児童発達支援の充実	発達障害のある子どもを対象に基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援の充実を図ります。
保育所等訪問支援の実施	保育園等を利用している障害のある子どもに対し、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
放課後等デイサービスの充実	小中学生及び高校生等の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりや訓練の場を提供する放課後等デイサービスの充実を図ります。

4-2 児童虐待防止対策の充実

児童虐待に関する知識の普及や相談体制の充実を進めるとともに、要保護者対策地域協議会により、児童虐待の早期発見や予防、適切な保護を図ります。

施策名	内容
要保護者対策地域協議会の充実	要保護児童(保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)、要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)、特定妊婦(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関・団体で組織する要保護者対策地域協議会を開催します。
児童虐待防止の啓発	児童虐待の現状、虐待のサイン、通告義務、相談体制、防止施策等の知識の普及を図るため、講演会・研修会の開催や市民だよりによる啓発に取り組みます。また、全国的に展開されている「オレンジリボンキャンペーン」の普及啓発に努めます。
家庭児童相談室の充実	民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、子育てに関する悩みの相談、関係機関への紹介、家庭への訪問等を行い、親等への支援の充実を図り、虐待を未然に防ぎます。また、児童虐待に関する相談に限らず、障害児や非行児童の福祉に関する相談等、子どもに関するあらゆる問題に対応した相談体制の充実を図ります。
虐待ホットラインの充実	児童虐待の防止と早期発見を目的に、家庭児童相談員、保健師等が直通電話で通告・相談を受ける「こども虐待ホットライン」の充実を図ります。

4-3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の暮らしの安定のため、経済的な援助や就労支援、日常生活への支援等を行い、自立促進を図ります。

施策名	内容
相談体制の充実	母子等自立支援員を配置し、自立に向けた相談や情報提供等を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。
自立支援教育訓練給付金の支給	就職に必要な技能や資格を取得するために指定の教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に、受講料の一部を支給します。
高等職業訓練促進給付金の支給	母子家庭の母及び父子家庭の父が、経済的な自立に効果の高い看護師等の資格を取得するために2年以上修学する際に、就業と修学が困難な場合、生活費の負担軽減のために促進費を支給します。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭の母及び父子家庭の父、ならびに寡婦の経済的自立援助のための資金、児童の就学に必要な資金を貸し付けます。
児童扶養手当・遺児手当の支給、医療費の助成	児童扶養手当・遺児手当の支給、医療費の一部助成など国、県、市の制度に基づき経済的な支援を行います。
家庭生活支援員の派遣	生活環境の変化により、一時的に日常生活に支障を生じている母子・父子・寡婦家庭に、自立促進のため家庭生活支援員を派遣し、日常生活を支援します。
市営住宅の家賃の減免、幼稚園・保育園の保育料の減免、就学援助	一定の基準を満たすひとり親世帯に対し、市営住宅の家賃の減免、公立幼稚園・認可保育園の保育料の減免を実施します。また、公立小中学校へ就学するための学用品費や学校給食費等を援助します。
家具転倒防止金具の取付	中学生以下の子どもと母親から構成される世帯向けに、家具転倒防止金具の取付を行います。

4-4 経済的負担の軽減

子育て家庭を支援するため、児童手当等の手当の支給や、子ども医療費や不妊治療費等の助成等を実施し、経済的負担の軽減を図ります。

施策名	内容
児童手当の支給	子育ての経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現をめざし、国の制度に基づき手当を支給します。
多子世帯の保育料の軽減及び第3子以降の保育料の無料化	公立幼稚園・認可保育園の保育料を、18歳未満の児童で数えて3番目以降である場合に無料とします。また、対象となる第2子に対して保育料の軽減をします。

施策名	内容
私立幼稚園の利用者への費用助成	新制度に移行していない私立幼稚園を利用している保護者に対し、就園奨励費の支給、もしくは保育料の補助を行います。
認可外保育施設利用者の負担の軽減	認可保育園の入園基準を満たす0～2歳児で、認可外保育を希望しながら認可外保育所を利用している場合、所得に応じて保育料を補助します。
子ども医療費の助成	子どもが早期に十分な治療を受けられるよう、入通院にかかる医療費の助成を行い、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図ります。
妊産婦・乳児健康診査及び妊産婦歯科健康診査費用の助成	妊娠から出産までに係る費用の負担軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備します。
不妊治療費の助成	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。
私立高等学校等授業料の補助	私立高等学校等に通う生徒の保護者に対して、授業料の補助を行い、公・私立間における保護者の経済的負担の格差是正を図ります。

基本目標5 子どもがのびのびと育つ教育環境づくり

【現状・課題】

本市では、子どもの「生きる力」を育むことに重点を置き、個に応じたきめ細やかな指導の充実に努めており、体験活動などを通じて、多様な価値観を身につけられるよう取り組んできました。

また、不登校、非行、いじめなどの問題に対して、児童生徒が社会や仲間との関わりを意識し、他者の気持ちを大切にすることができるよう、心を育てる教育を進めてきました。

これからは、今まで以上に子ども一人ひとりに対応したきめ細やかな教育を進めるとともに、地域や企業など外部の人材を積極的に活用するなど、よりよい教育環境づくりを進めることが求められています。

5-1 生きる力を育てる学校教育の推進

社会環境の変化に伴い、自ら学び、考え、行動することが、これまでに増して重要になってきています。多様な体験や交流機会の充実に図り、子どもの心豊かでたくましく生きる力を育みます。

施策名	内容
体験活動等の推進	豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、自然体験、福祉体験等の様々な体験活動の充実に取り組みます。
職場体験学習の実施	中学生を対象に、生徒の希望に沿って職場体験学習を行います。
心の教育の充実	読書活動、人権教育、動植物の飼育・栽培等を通して、心の教育の充実に図ります。
異年齢児との交流機会の充実	授業、行事、体験活動等の中で、児童・生徒と園児との交流機会の充実に図ります。
思春期保健対策の充実	保健の授業等を通して、体のしくみや性感染症の理解を深めます。自分の身体を大切にすること、異性を尊重すること、喫煙や薬物等の心身への悪影響等について学ぶ機会を設けます。
保育実習の実施	中学校3年生全生徒を対象に、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ保育実習を実施します。

5-2 子どもに寄り添った支援の充実

教職員等が子どもの心の状態を把握するとともに、いじめがいけないことであるという意識を持てるよう、児童・生徒に指導を行うなど、いじめの予防・早期発見・解決に向けた取り組みを進めます。また、学校・家庭・関係機関が連携し、不登校児童・生徒に対する対策を推進します。

施策名	内容
スクールカウンセラー等相談体制の充実	スクールカウンセラー、心の教室相談員、心の居場所づくりアドバイザーを小中学校に配置し、児童・生徒からの相談の他、保護者や教職員の相談に応じます。
いじめ対策の推進	各学校における特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会の開催や、児童・生徒に対するアンケート調査の実施により、学校全体でいじめ対策に取り組み、いじめの早期発見・解決につなげます。
不登校児童・生徒への対応	刈谷市いじめ・不登校児童生徒適応指導調査協力者会議による情報交換や、各学校における特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会の開催、北・中・南部すこやか教室における相談、家庭訪問等により、不登校児童・生徒の学校復帰を支援します。

5-3 開かれた学校づくりの推進

各学校において、適宜、情報発信を行うとともに、家庭・地域とともに子どもたちを育成する開かれた学校づくりを進めます。

施策名	内容
学校評議員制度の運営支援	保護者や地域住民等の意向を把握し、開かれた学校運営を推進する学校評議員制度を支援します。
地域住民による教科指導の支援	小学校において、ボランティアが家庭科のミシンの使い方を指導したり、生活科の学区探検で安全を見守ったりするなど、教科指導の支援を行います。
地域講師の活用	小中学校の総合的な学習の時間等に、地域の方を講師に招き、特徴のある授業を行います。
学校のホームページの運営	各学校のホームページを適宜更新し、学校から地域に向けて、情報を発信します。
生活指導懇談会の開催	北部・中部・南部の3か所で、生活指導懇談会を開催し、児童・生徒の見守り等について意見交換を行うことにより、地域の見守り活動の促進につなげます。
家庭教育地域推進事業の充実	学校、家庭、地域が連携して、子どもを生き育てる社会環境づくりを推進するため、家庭教育地域推進事業を実施します。

5-4 地域で多様な経験や価値観を学ぶ場づくり

子どもたちが多様な価値観を身につけられるよう、自然や文化、芸術等の様々な体験機会の充実を図ります。

施策名	内容
科学体験による学びの場の提供	(仮称)夢と学びの科学体験館において、科学遊びや科学体験を楽しんだり、刈谷のものづくりについて学んだりすることにより、未来を担う子どもたちの夢と学びの心を育みます。
子ども向けの体験の推進	市民センター、生涯学習センター、美術館等公共施設において、子どもたちが文化・自然等を体験できる様々な機会を提供します。
親子向けの学習・体験の推進	親子向けの工作教室、料理教室、環境講座等、親子で参加できる様々な学習や体験の場を提供します。
子ども会活動の支援	活動の場の提供、活動の参考となる情報提供等を通じ、子ども会の活動を支援します。
ジュニアリーダーの育成支援	中学生・高校生のジュニアリーダーの育成を支援し、子ども会等地域の活動に派遣します。
世代間のふれあいの場の提供	交通児童遊園において、大人から子どもまで楽しめる大型遊具等の設備の充実を図ることにより、世代間のふれあいの場を提供します。

基本目標6 子どもにやさしいまちづくり

【現状・課題】

子どもが健やかにいきいきと過ごすためには、子育て支援や保育サービスの充実のみならず、子育てに配慮した公共施設や、遊び場となる公園が必要となっています。また、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないような啓発や安全点検などの取り組みも欠かすことはできません。

子どもが健全に成長できるよう、子どもが過ごす全ての環境を整備することが必要です。

6-1 子育てを支援する都市環境の整備

公共施設において、授乳スペース、おむつ交換スペースや託児ルームの整備を行うなど、子どもや子育て家庭に配慮した環境づくりを進めます。

施策名	内容
公共空間・設備におけるユニバーサルデザインの導入	公共空間や設備においてユニバーサルデザインの導入を図ります。特に、公共施設には、授乳スペース、おむつ交換スペース、多機能トイレ、託児ルームの整備を図ります。
刈谷市交通バリアフリー基本構想の推進	刈谷市交通バリアフリー基本構想に基づき、刈谷駅周辺の重点整備地区における特定道路、特定経路の整備を進めます。
人にやさしい街づくりの推進	愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、子どもと子育て家庭にも配慮した都市環境の整備を進めます。

6-2 安全・安心なまちづくり

子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれたりしないように、防犯や交通安全についての教育や道路の安全点検、防犯訓練等を実施し、安全・安心なまちづくりをめざします。

施策名	内容
安全教育の充実	警察、学校、幼稚園、保育園等と連絡を密にし、非行や犯罪、交通事故を防止する教育及び啓発を行います。

施策名	内容
通学路の安全点検	通学路の安全点検を実施し、歩道の整備、カラー舗装、地下道への非常用警報機の設置など危険箇所の改善を行います。
防犯灯・道路安全灯の整備	夜間の防犯や交通安全を確保するため、防犯灯・道路安全灯を設置します。
子ども110番の家との連携	警察と連携し、登下校時等に子どもが不審者に遭った時に駆け込むことができる「子ども110番の家」について周知を図ります。
防犯訓練等の実施	小中学校・幼稚園・保育園において、不審者侵入時の対応等について防犯訓練を実施します。また、小中学校の全児童生徒に防犯ブザーを配布します。
地域の防犯情報の共有	小中学校・幼稚園・保育園の情報交換を密にするとともに、地域安全パトロール隊との連携を図ります。また、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークを活用し、不審者等の情報を共有し、防犯に努めるとともに、刈谷市防犯メールにより、保護者等への情報提供を実施します。
健やかに育む環境づくりの推進	愛知県青少年保護育成条例に基づき、有害環境から青少年を保護するとともに、街頭補導により、青少年の非行防止に努めます。
チャイルドシートの貸出	緊急かつ一時的に自分の家庭外の乳幼児を乗せるため、チャイルドシートの貸し出しを行います。

6-3 遊び場の確保

公園等の整備・維持管理を行うことにより、快適で安全・安心な子どもの遊び場の確保に取り組めます。

施策名	内容
公園等の整備	快適で魅力あるまちづくりを推進するため、新しい公園の整備や既存公園の再整備を計画的に進めます。
幼稚園の園庭開放	園児の降園後、幼稚園の園庭を開放し、親子の遊び場を提供します。
公園等の維持管理	快適な公園環境の維持と、安全と安心の確保のため、遊具の点検、砂場の清掃、樹木管理等を実施します。
住民参加型の公園づくり	誰もが快適に利用でき魅力ある公園を整備するため、地区住民に設計段階から参加を促し、管理運営等に住民の協力を得るなど、住民に愛される公園づくりに取り組めます。

第5章 量の見込みと確保の内容

1 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいいます。

(1) 保育の必要性の認定

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

◆認定区分と提供施設

認定区分	年齢	保育の必要性	利用可能施設			
			幼稚園	保育園	認定こども園	地域型保育
1号	3歳以上	無	●		●	
2号		有	●		●	
				●	●	
3号	3歳未満	有		●	●	●

- ・ 1号：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

(2)施設型給付・地域型保育給付の創設

新制度では、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援の充実が図られることとなります。

施設型給付の類型

(1)保育園(所)・幼稚園

保育園(所)は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設(児童福祉法第39条)です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設(学校教育法第22条)です。

(2)認定こども園

幼稚園・保育園(所)等のうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)です。

地域型保育事業の類型

(1)小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業です。

(2)家庭的保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。

(3)居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業です。

(4)事業所内保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。

2 教育・保育の提供区域

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、国は、「地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、幼児教育、保育提供区域内での需給計画を立てること」としています。

本市は市域のほとんどが平坦な地形で、山間集落のように地理的に地域が分断されていたり、河川等で市民の移動が大幅に妨げられていたりするような交通事情はありません。

現在の教育・保育施設については、幼稚園は小学校区ごとに整備されており、保育園もほぼ同様に整備されているなど、施設は市内全域にバランスよく配置されています。

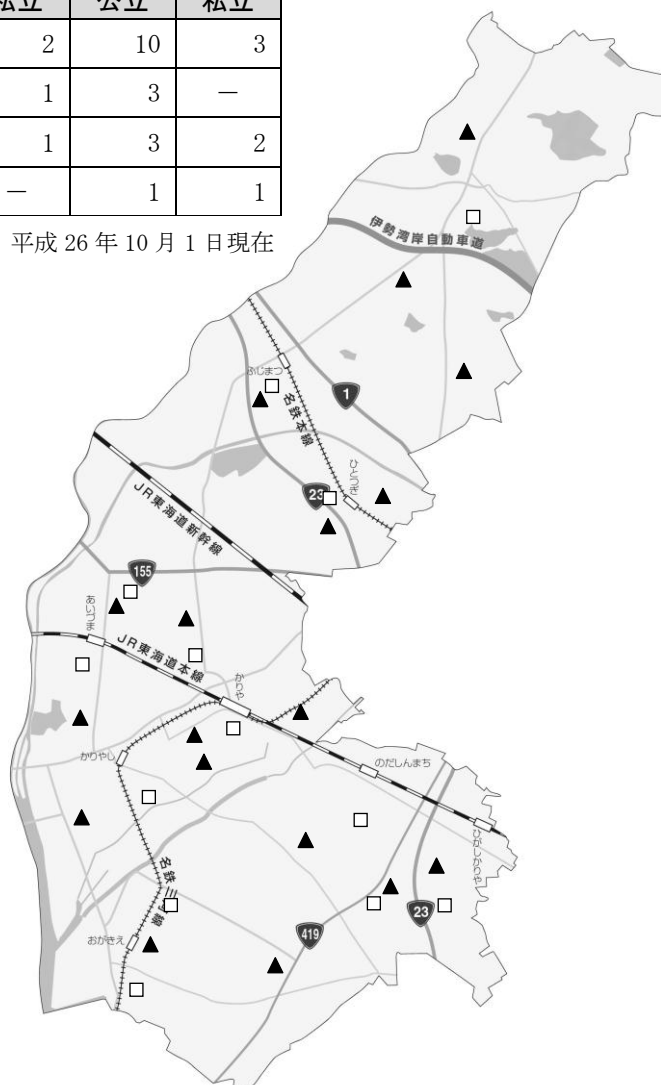
よって、本市では教育・保育事業の提供区域を、1区域（市全域）として設定しました。

◆年少人口と幼稚園・保育園の状況

	年少人口	幼稚園（か所）		保育園（か所）	
		公立	私立	公立	私立
市全体	22,369 (15.1%)	16	2	10	3
北部	6,774 (14.9%)	5	1	3	—
中部	8,230 (15.2%)	6	1	3	2
南部	7,365 (15.0%)	5	—	1	1

平成 26 年 10 月 1 日現在

凡 例	
□	保育園
▲	幼稚園



3 量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握し、平成 27 年度を初年度とする 5 年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

(1)教育・保育の量の見込みと確保の内容

①幼稚園事業(1号・2号認定 3～5歳)

◆実績

単位(人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就園児童数	3,051	3,026	3,005	2,938	2,950

(各年度 4 月 1 日時点)

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	3,023	3,041	3,010	2,996	2,975
1号	2,530	2,545	2,519	2,507	2,490
2号	493	496	491	489	485
B 確保の内容	3,590	3,590	3,590	3,590	3,590
幼稚園(公立)	3,105	3,105	3,105	3,105	3,105
幼稚園(私立)	485	485	485	485	485
B - A	567	549	580	594	615

【提供体制の考え方】

○幼稚園については必要な量を満たしており、現在の体制で計画期間も確保できる見込みです。

②保育園事業(2号認定 3~5歳)

◆実績

単位(人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就園児童数	987	1,098	1,140	1,145	1,179

(各年度 4 月 1 日時点)

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1,333	1,367	1,327	1,351	1,312
B 確保の内容	1,319	1,377	1,430	1,425	1,568
認可保育所	1,319	1,377	1,430	1,425	1,568
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
B - A	△14	10	103	74	256

【提供体制の考え方】

○保育園については、老朽化による公立保育園の改築や民間による保育園の新設を計画しており、提供体制は整っています。

○確保の内容については、公立保育園の改築により、0歳から2歳と3歳から5歳の受入れを調整しています。

③保育園事業(3号認定 0~2歳)

◆実績

単位(人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就園児童数	0歳	48 (143)	41 (129)	44 (133)	40 (134)	49 (147)
	1・2歳	439	464	473	520	522

(各年度4月1日時点)

※0歳児は、出産や育児休業後の復職により年度途中で入園する児童が増加するため、各年度3月1日時点の園児数を()内に掲載しています。(平成26年度は見込み)

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

0歳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	242	240	237	235	233
B 確保の内容	167	194	204	216	233
認可保育所	167	194	204	216	233
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
B-A	△75	△46	△33	△19	0

単位(人)

1・2歳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	731	726	724	717	710
B 確保の内容	586	666	693	711	746
認可保育所	586	666	693	711	746
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
B-A	△145	△60	△31	△6	36

【提供体制の考え方】

○公立保育園の改築及び民間による保育園の新設により、平成31年度までに提供体制を確保する予定です。

○提供体制に不足が生じた場合は、保育園において0歳から2歳と3歳から5歳の受入れを調整し、提供体制を確保する予定です。

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育園等において保育を実施する事業。

◆実績

単位（人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	257	242	253	289	387

（平成 26 年度は見込み）

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	629	628	623	619	614
B 確保の内容	629	628	623	619	614
B - A	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

- 18時以降の延長保育事業は保育園10園で実施しています。
- 在園児対象の事業であるため、現在の提供体制で、今後の計画期間も確保できる見込みです。
- 民間の新規保育園において延長保育事業を計画しています。

②放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して、主体的な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

◆実績

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	726	778	835	871	999
低学年	726	778	822	825	966
高学年	0	0	13	46	33

(各年度 5 月 1 日時点)

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1,063	1,101	1,185	1,204	1,233
低学年	1,018	1,038	1,056	1,071	1,088
高学年	45	63	129	133	145
B 確保の内容	1,155	1,155	1,195	1,235	1,235
B - A	92	54	10	31	2

【提供体制の考え方】

○平成 27 年度から平成 31 年度にかけて、小学校児童の人口は、ほぼ横ばいの推移が見込まれますが、放課後児童クラブの学校敷地内への整備も完了し、より利便性が高まることから、利用希望は引き続き増加傾向にあると見込まれます。

○利用希望の増加にあわせ、定員増を図り提供体制を確保する予定です。

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

◆実績

単位(人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数	0	0	0	27	40

(平成 26 年度は見込み)

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	40	40	40	40	40
B 確保の内容	40	40	40	40	40
B - A	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

- 現在の提供体制は市外の 8 施設で契約しており、計画期間中も受入れできる見込みです。
○近隣市の施設と連携を図り、保護者の利用希望に対応していきます。

④地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

◆実績

単位（人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数	96,598	136,022	143,114	146,388	147,000

（平成 26 年度は見込み）

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	148,000	149,000	148,500	148,000	147,500
B 確保の内容	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
B - A	2,000	1,000	1,500	2,000	2,500

【提供体制の考え方】

○公立 7 か所、民間 2 か所で実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

⑤一時預かり事業

【事業内容】

家庭において一時的に育児を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

◆実績

単位（人）

年間延べ利用者数	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
幼稚園の預かり保育	1,825	2,804	8,068	18,829	23,000
その他の一時預かり	6,000	5,637	6,325	8,385	9,750

（平成 26 年度は見込み）

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

幼稚園の預かり保育	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	28,391	28,556	28,264	28,130	27,945
1号	6,077	6,112	6,050	6,021	5,981
2号	22,134	22,444	22,214	22,109	21,964
B 確保の内容	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800
B - A	48,409	48,244	48,536	48,670	48,855

単位（人）

その他の一時預かり	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	9,953	9,905	9,839	9,760	9,670
B 確保の内容	17,616	17,616	17,616	17,616	17,616
保育園の一時保育	16,416	16,416	16,416	16,416	16,416
ファミリー・サポート・センター（病児・病後児を除く）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
B - A	7,663	7,711	7,777	7,856	7,946

※ファミリー・サポート・センターは未就学児のみの量の見込みです。就学児の事業量の見込みは「⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）」になります。

【提供体制の考え方】

○幼稚園における在園児を対象とした預かり保育は、全ての公立幼稚園で実施しており現在の提供体制で今後の計画期間も確保できる見込みです。

○保育園における一時保育は、公立保育園 2 園、民間保育園 3 園で実施しており、現在の提供体制で今後の計画期間も確保できる見込みですが、利用実績が年々増加しているため、民間の新規保育園において事業を計画しています。

⑥病児・病後児保育事業

【事業内容】

病児・病後児について、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。

◆実績

単位（人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数	76	127	117	206	237

（平成 26 年度は見込み）

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	436	436	433	430	426
B 確保の内容	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156
B - A	1,720	1,720	1,723	1,726	1,730

【提供体制の考え方】

- 確保の内容は、かりがね病児ケアルームと親愛の里保育園病児・病後児保育室の2か所で実施しています。
- 現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)*

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

◆実績

単位(人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数	1,293	1,301	1,927	2,009	2,020

(平成 26 年度は見込み)

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	2,135	2,085	2,085	2,085	2,085
B 確保の内容	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
B - A	165	215	215	215	215

※就学児の利用分のみ量の見込みです。未就学児の利用分量の見込みは「⑤一時預かり事業」の「その他の一時預かり」に含まれます。

【提供体制の考え方】

- 現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。
- ファミリー・サポート・センター事業の周知をはかり、会員の増加を図ります。

⑧妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康保持・増進及び、異常の早期発見・早期治療を図るとともに、経済的支援を行う事業。

◆実績

単位（人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
妊婦健康診査1回目の受診者数	1,953	1,859	1,859	1,784	1,800

（平成 26 年度は見込み）

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1,819	1,799	1,785	1,767	1,742
B 確保の内容	1,819	1,799	1,785	1,767	1,742
受診率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【提供体制の考え方】

- 現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みであり、受診率 100%をめざします。
- 実施対象：妊婦
 - 実施内容：医療機関委託による健康診査
 - 実施場所：愛知県内
 - 実施時期：通年実施
 - 健診回数：14回（子宮頸がん検診を含む）

⑨乳児家庭全戸訪問事業(あかちゃん訪問事業)

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、助産師が訪問し、母子の健康状態を把握し、保護者の多様な相談に応じることで、安心して育児ができるよう支援する事業。

◆実績

単位(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問乳児数	1,249	1,296	1,477	1,519	1,539

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	1,668	1,654	1,636	1,623	1,607
B 確保の内容	1,668	1,654	1,636	1,623	1,607
訪問率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【提供体制の考え方】

- 現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みであり、訪問率100%をめざします。
- 実施機関：福祉健康部健康課
 実施時期：通年（出生後4か月未満の期間）
 委託団体名：ひまわり助産院

⑩養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師や家庭児童相談員等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言や家事援助等を行う事業。

◆実績

単位（世帯）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保健師訪問世帯数	778	728	577	610	600

（平成 26 年度は見込み）

◆量の見込みと確保の内容

単位（世帯）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	602	597	590	585	580
B 確保の内容	602	597	590	585	580
訪問率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【提供体制の考え方】

- 現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みであり、訪問率 100%をめざします。
- 実施機関：福祉健康部健康課
- 実施時期：随時

⑪利用者支援事業

【事業内容】

子育て支援センター等の身近な場所において利用者支援専門員を配置し、幼稚園、保育園及び地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じた相談・助言を行い、関係機関との連絡調整を行う事業。

◆実績

単位（か所）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施か所数	—	—	—	—	—

※現在、子育て支援センター等で相談・助言業務は行っていますが、利用者支援専門員の配置実績はありません。

◆量の見込みと確保の内容

単位（か所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	3	3	3	3	3
B 確保の内容	3	3	3	3	3
B - A	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

- 利用者支援専門員を、中央・南部・北部の子育て支援センターに配置します。
- 子ども相談センターや幼稚園・保育園及び児童館などにも、同様に利用者支援体制を構築し情報提供や、必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関と連絡調整を行います。

4 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保

①質の高い教育・保育の提供について

本市では、質の高い教育・保育の提供を推進するため、国規準を上回る保育士の配置規準の設定や、設備の整った施設を整備するなど、より良い教育・保育環境の構築を図るために取り組んできました。

質の高い教育・保育を提供するためには人材確保が大切です。全国的に問題となっている幼稚園教諭や保育士不足の対応として、事務改善等に取り組み、幼稚園教諭や保育士にかかる負担を軽減し、働きやすい職場づくりを実施するなど、人材確保のための様々な取り組みを行い人材不足の解消に努めます。

②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割

幼稚園・保育園等は、すべての子どもの健やかな育ちの実現を目指して、幼児期における教育・保育に関する総合的な取り組みを推進します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、子どもの成長に応じた子育て支援の充実や安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めます。

各事業における役割や特性を活かし、地域社会全体で子どもの健やかで豊かな育ちに向けた取り組みを進めます。

③幼稚園・保育園と小学校等との連携について

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であるとともに、小学校における学習について、実感を伴って深く理解できることにつながる「学習の芽生え」により、小学校での学習に期待を高める時期でもあることから、幼児期の教育・保育が小学校教育に滑らかに連携できるような取り組みが重要です。

本市の幼稚園・保育園は各小学校と隣接している場合が多く、懇談会や合同研修会の開催、保護者や地域との交流等、小学校区で交流しやすい条件が整っています。一人ひとりの子どもの健やかな成長に向けた連携の推進に努めます。

④幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援について

幼稚園や保育園を取り巻く環境が変化している中で、幼児期の教育・保育の質に対する保護者のニーズは高まっています。質の高い教育・保育を提供していくためには、幼稚園教諭・保育士それぞれが園内研修や自己研鑽により、保育力の向上に努めるとともに、幼稚園・保育園が協同で専門性の向上を図っていけるような研修を計画し、実践できるような取り組みを進めていきます。

⑤認定こども園の普及について

本市には、公立幼稚園 16 園、私立幼稚園 2 園、公立保育園 10 園、私立保育園 3 園があり、

特に3歳児から5歳児の教育・保育が充実しています。また、0歳児から2歳児の教育・保育の確保については、保育園の整備を考えており、当分の間、現行の幼稚園・保育園の枠組みの中でそれぞれの特徴を活かしながら運営を続けます。認定こども園については、今後も調査研究を続けるとともに、保護者のニーズや地域の実情に応じて、認定こども園の設置を検討します。

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて

(1)刈谷市子ども・子育て会議の開催

近年の社会情勢の変化にはめまぐるしいものがあり、本計画においても、このような変化に適切に対応しながら推進する必要があります。

そのため、学識経験を有する人、子どもの保護者、子どもと子どもの保護者を支援する事業に従事する人等で構成する「刈谷市子ども・子育て会議」を開催し、計画の進捗状況の把握、点検、評価、見直し等を行います。

また、本市が教育保育施設等の定員を定める際や、本計画を変更する際は、本会議の意見を聴くことになります。

(2)庁内の推進体制

計画の推進にあたっては、他の部門別計画等との整合性に配慮するとともに、庁内の関係部局で構成される「刈谷市子ども・子育て支援事業計画推進部会」を設置し、全庁的な体制で事業の推進を図ると同時に、関係する行政機関・団体とともに連携を図りながら取り組んでいきます。

また、多様化した市民ニーズにきめ細かく対応するためには、市民やNPO、地域団体等と連携しながら、計画の推進に努めていきます。

(3)情報提供による計画の推進

この計画は、子どもの育ちや子育て家庭に理解と関心を深められるよう、家庭、地域、事業所、行政など社会全体で連携して支援していこうとするものです。

このため、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、市民だよりや刈谷市ホームページ等を通して計画の周知を図ります。

また、計画の進捗状況についても刈谷市ホームページ等を通して公表し、推進にあたって市民の理解と協力をお願いしていきます。

2 家庭・地域・事業所等の役割

(1)家庭

家庭は、子どもを養育する基本的な場であり、子どもにとって一番大切な場所です。愛情を持って子育てをする中で、子どもの発達段階に応じて、様々な人と協力してその育ちを支え、経験を重ねていくことで親自身も成長できる場となることが求められます。

同時に、子どもを一人の人間として尊重し、守り育てるとともに、基本的な生活習慣や社会的な規範を子どもが身につけていくことも必要です。

(2)地域

近所の子どもと挨拶を交わしたり、公園で遊ぶ子どもや登下校時の子どもを気づかたりすることは、地域の子どもの健全な成長につながります。市民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守り、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。

(3)事業所

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章における、めざすべき社会の姿である、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」の実現に向けて、事業所とそこで働く人は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の改革に自主的に取り組むことが期待されます。

(4)行政

本計画に位置づけられた施策を着実に推進するとともに、様々な子育て活動の支援、機関や団体等のネットワークを構築し、地域性のある子育て支援を推進するとともに、ニーズを的確に把握し、地域の実情に応じた施策の展開を図ります。

また、計画の進捗状況を公表し進行管理を行うとともに、利用者の視点に立った点検・評価を行い、必要なものについては施策の改善を行います。

